第2次安芸高田市環境基本計画



令和3年3月

安芸高田市

目 次

第1章 基本的事項	1
1. 計画の目的と背景	1
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間と対象	12
第2章 安芸高田市の現況	13
1. 社会条件	13
2. 自然条件	21
3. 環境の現況	25
第3章 前計画の検証	33
1. 前計画の概要	33
2. 前計画の検証	37
第4章 望ましい環境像と目標	41
1. 望ましい環境像と目標	41
2. 施策の体系	43
第5章 取組・施策	45
1. 基本目標1 自然環境の保全	45
2. 基本目標2 生活環境の保全	52
3. 基本目標3 循環型社会の実現	57
4. 基本目標4 低炭素社会の構築	61
5. 基本目標5 環境教育の推進	64
第6章 推進体制と進行管理	67
1. 計画の推進体制	67
2. 計画の進行管理	68

資料編



1. 計画の背景と目的

1-1. 計画策定の経緯

安芸高田市では、平成 22 (2010) 年 3 月に「安芸高田市環境基本条例」を制定し、翌平成 23 (2011) 年 3 月に本条例で位置づけられた「安芸高田市環境基本計画」(以下「前計画」という。)を策定しました。前計画の期間は、平成 23 (2011) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 10 年間としていることから、計画が終了する本年度(令和 2 (2020) 年度)に改定計画として本計画を策定するものです。

1-2. 社会動向の変化

エネルギー問題・地球温暖化対策

前計画が策定された平成 23 (2011) 年は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故という大きな出来事がありました。この事故以降、我が国のエネルギー政策や地球温暖化対策は大きな見直しを余儀なくされ、再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT) **や電力システム改革**が始まりました。

平成 27 (2015) 年に開催された COP21 では京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルールとしてパリ協定*が採択され、我が国も同年、2030 年(令和 12 年) の温室効果ガス排出量を 26%削減するとした「約束草案」を気候変動枠組条約事務局に提出し、翌年には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、以後、様々な施策が展開されています。

環境の社会的認識の変化

企業経営は、従来は業績や財務状況を中心に評価されていましたが、近年は、企業活動における環境 (Environment)、社会問題 (Society)、企業統治 (Governance)を重視する「ESG」というとらえ方が一般的になってきています。また、企業の社会への関わり方を重視する「CSR」(企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility) や、企業の業務活動がそのまま社会貢献につながる「CSV」(共通価値

[※] **固定価格買取制度(FIT)**: 再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が 買い取ることを義務づける制度。いわゆる「FIT」とよばれるもので、平成 24 (2012) 年 7 月よりスタートした。なお、 電気事業者が買い取りに要した費用は、賦課金として電力料金に上積みされて消費者が負担する仕組みとなっている。

[※] **電力システム改革**:消費者の選択肢や電力事業者の拡大等を目的に進められた電力の小売全面自由化、発送電分離、電気料金の規制撤廃などの改革。これにより、消費者は電気をどの業者から買うか自由に選べるようになった。

[※] パリ協定:2020(令和2)年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた国際協定。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満(努力目標1.5℃)に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標とした。

の創造: Creating Shared Value) などの概念が広がり、企業活動においても環境分野の重要性が増大しています。平成30(2018)年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」においても、環境・経済・社会の統合的向上というコンセプトのもとに計画が構築されています。

平成 27 (2015) 年の国連サミットでは国際目標「SDG s 」(持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals) が採択され、官民問わず環境を中心とした様々な施策や取組の重要な指針となっています。

SUSTAINABLE GOALS



資料:国際連合広報センター

図 1-1-1 SDGsのポスター(17 の目標)

SDG s の 17 の目標については、近年は行政が策定する計画や実施する施策においても目指すべき目標としての認識が広がっており、本計画においても「第 4 章 取組・施策」において、設定した個別目標がどの SDG s の 17 の目標と関わりがあるか、ラベリングによって関連を明らかにしていきます。

科学技術イノベーションの進展

平成 28 (2016) 年に閣議決定された第 5 期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として「Society 5.0」が提唱されました。

Society 5.0 は、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、 IoT^* 、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ*などの新たな技術による社会の変革(イノベーション)で創出される新たな価値により、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会です。

^{**} IoT: Internet of Things の略で「モノのインターネット」と呼ばれる。コンピューター以外の建築物、電化製品、自動車などの多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。

^{**} **ビッグデータ**:情報通信技術(ICT)の進歩によってインターネット上で収集、分析できるようになった膨大なデジタルデータ。ビッグデータを解析し、様々な分野で業務の効率化や新規事業の開発等に活用されている。

Society 5.0 では、ビッグデータをふまえた AI やロボットが今まで人間が行っていた作業や調整を代行・支援するため、日々の煩雑で不得手な作業などから解放され、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるようになります。これは先の「SDGs」の達成にも通じるものです。



資料:内閣府

図 1-1-2 Society 5.0 による人間中心の社会

安芸高田市をとりまく社会動向

前計画が策定された平成23(2011)年以降に策定された、環境と関係の深い本市の計画は次のとおりです。

表 1-1-1 平成 23(2011)年以降に策定された環境と関係の深い本市の計画

名称	策定年	備考
安芸高田市再生可能エネルギー導入ビジョン	平成 25 (2013) 年	
第2次安芸高田市総合計画基本構想	平成 26 (2014) 年	計画期間は平成 27(2015)年
第 2 次女云同田印松古計 四苯平特芯	平成 26 (2014) 平	度~平成 36(2024)年度
安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成 27 (2015) 年	計画期間は平成 27(2015)年
女云同田川まり・いて・しこと剧生秘 日 戦略	平成 21 (2013) 平	度~平成 31(2019)年度
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	平成 29 (2017) 年	芸北広域環境施設組合として
第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2(2020)年	計画期間は令和 2 (2020) 年度
カ 2 八久云同山中より・いと・しこと創土総古戦略	TJ (TH Z (2020) 4	~令和 6(2024)年度

平成 23 (2011) 年以降に起こった本市の主な出来事としては、平成 30 (2018) 年 7 月に発生した西日本豪雨災害があり、多大な被害をもたらしました。また、令和 2 (2020) 年 6 月には道の駅「三矢の里あきたかた」がオープンしました。



写真 道の駅「三矢の里あきたかた」

1-3. 目的

「安芸高田市環境基本条例」第 10 条では、環境基本計画の目的を「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」とうたっており、そのために「環境の保全に関する長期的な目標」と「環境の保全に関する施策に係る基本的な事項」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めることとしています。

本計画は、前計画の策定以降、大きく変化した近年の社会動向をふまえながら前計画を見直し、本市の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、望ましい環境像を設定し、その実現に向けて市民・事業者・市それぞれの環境に配慮した取組の指針とすることを目的に策定するものです。

2. 計画の位置づけ

2-1. 位置づけ

本計画は、「安芸高田市環境基本条例」第 10 条に基づいて策定するもので、平成 23 (2011) 年 3 月に 策定された「安芸高田市環境基本計画」の改定計画です。

本計画は、本市の環境行政のマスタープランとして環境に関する個別計画の最上位に位置づけられるとともに、「第2次安芸高田市総合計画基本構想」の環境に係る施策を総合的に担う計画として位置づけられます。また、「第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも整合性をとるものです。

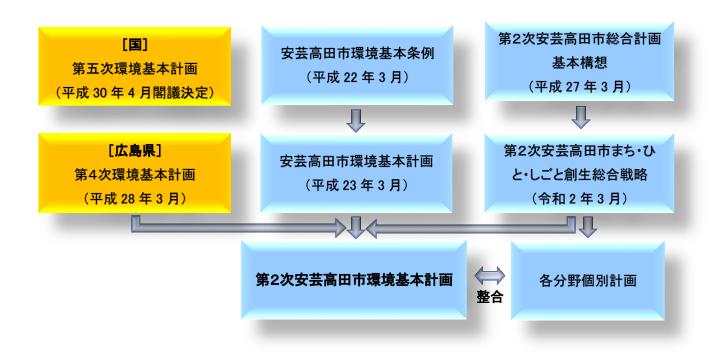


図 1-2-1 計画の位置づけ

2-2. 上位計画

第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、「『地域循環共生圏』の創造」「『世界の範となる日本』の確立」「これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会(『環境・生命文明社会』)の実現」の 3 つを目指すべき社会の姿としています。

第五次環境基本計画の環境政策の方向性となる大きなポイントは、以下の2点です。

① SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による 経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経 済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」 につなげていくこととしています。

6つの重点戦略

①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築

- ○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大
- ○税制全体のグリーン化の推進
- ○サービサイジング、シェアリング・エコノミー
- ○再エネ水素、水素サプライチェーン
- ○都市鉱山の活用 等



洋上風力発電施設 (H28環境白書より)

②国土のストックとしての価値の向上

- ○気候変動への適応も含めた強靭な社会づくり ○ 生物をある。
- ○生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)
- ○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全○コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ
- ○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策等



土砂崩壊防備保安林 (環境省HPより)

③地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- ○地域における「人づくり」
- ○地域における環境金融の拡大
- ○地域資源・エネルギーを活かした収支改善
- ○国立公園を軸とした地方創生
- ○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用
- ○都市と農山漁村の共生・対流 等



バイオマス発電所 (H29環境白書より)

④健康で心豊かな暮らしの実現

- ○持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど)
- ○食品□スの削減、廃棄物の適正処理の推進
- ○低炭素で健康な住まいの普及
- ○テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減
- ○地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理
- ○良好な生活環境の保全 等

森里川海のつながり (環境省HPより)

⑤持続可能性を支える技術の開発・普及

- ○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等)
- ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」
- ○バイオマス由来の 化成品創出

(セルロースナノファイバー等) ○AI等の活用による生産最適化等



セルロースナノファイバー (H29環境白書より)

⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築

- ○環境インフラの輸出
- ○適応プラットフォームを通じた適応支援
- ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ
- ○「課題解決先進国」として海外における 「持続可能な社会」の構築支援 等

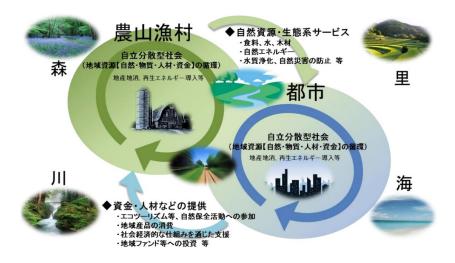


水銀に関する水俣条約第1回締約国会議

資料:環境省,第五次環境基本計画の概要,平成30年4月

図 1-2-2 6 つの重点戦略

② 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしています。



資料:環境省. 第五次環境基本計画の概要. 平成30年4月

図 1-2-3 地方循環共生圏の概念図

第4次広島県環境基本計画

平成 28 (2016) 年 3 月に策定され、平成 32 (2020) 年度までを計画の期間とする「第 4 次広島県環境基本計画」では、「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」を基本理念、「エコの力で広島を元気に」をサブテーマに、「低炭素社会の構築」「循環型社会の実現」「地域環境の保全」「生物多様性の保全」「人づくり・仕組みづくり」の 5 つを施策体系とし、「環境への負荷の少ない持続可能な社会の仕組みの構築」を目指す姿として設定しています。



資料:広島県.第4次広島県環境基本計画.平成28年3月

図 1-2-4 基本理念を実現するための施策体系

目指す姿の実現にあたっては、環境に関する特性が異なることから、県土に「都市エリア」「沿岸エリア」「山間エリア」の3つのエリアを設定し、エリアごとの環境に配慮した行動を求めています。安芸高田市は「山間エリア」に属します。「山間エリア」で求められる行動・ライフスタイルは次のようにうたわれており、本計画においてもこれらをふまえた取組・施策を行うものとします。

「山間エリア」

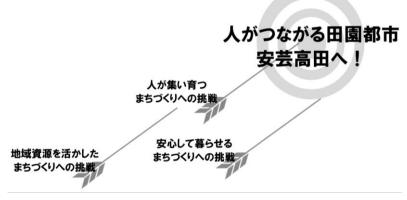
- 中国山地の豊富な木質バイオマスを活用し,熱利用や発電が進んでいます。 【P.22 再生可能エネルギーの導入促進】
- 森林が適正に整備・管理されており、二酸化炭素の吸収源としての機能や水源涵養機能が維持されています。
 【P.23 森林吸収源対策の推進、P34 健全な水環境の保全・管理】
- 地域から発生する畜産廃棄物などが肥料等の資源として活用されています。【P.26 資源循環を基本とした社会づくり】
- 土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用を減らすなど,環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業の取組などが進んでいます。【P.36 地域環境の維持・向上】
- 適切な里地里山の管理により,自然と調和した農村景観が維持されています。【P.36 地域環境の維持・向上】
- 他のエリアの住民参加等による中国山地の生物多様性を含めた自然環境の保全とふれあいに つながる取組が進められています。【P.40 生態系の健全な維持管理、P.41 自然資源の持続可能な利用】
- 他のエリアの住民との交流のもと,中国山地の豊かな自然環境を活用した環境学習や,地域コミュニティによる自主的な里地里山等の環境保全活動が活性化しています。 【P.43 環境学習・環境活動の推進】

資料:広島県. 第4次広島県環境基本計画. 平成28年3月

図 1-2-5 行動・ライフスタイル(山間エリア)

第2次安芸高田市総合計画基本構想

平成 27 (2015) 年 3 月に策定された「第 2 次安芸高田市総合計画基本構想」では、「人がつながる田園都市 安芸高田」を将来像とし、これを実現するために「人が集い育つまちづくりへの挑戦」「安心して暮らせるまちづくりへの挑戦」「地域資源を活かしたまちづくりへの挑戦」の 3 つの挑戦を掲げています。



資料:安芸高田市. 第2次安芸高田市総合計画基本構想. 平成27年3月

図 1-2-6 将来像と目指す都市像の概念図

このうち特に「安心して暮らせるまちづくりへの挑戦」においては、「未来につなぐ自然環境」を政策 目標のうちのひとつとして掲げ、この中で次の3点をあげています。

- ① 市民・事業者・行政が共に環境に配慮した行動を実践し、美しい安芸高田の自然とともに、良好な地球環境を次世代に引き継ぎます。
- ② 資源循環型社会を実現するため、ゴミの減量や資源化をより一層進め、地域にやさしい循環型社会の形成を図ります。
- ③ 太陽光エネルギー等、再生可能エネルギーの普及促進に努めます。

総合計画の基本構想においては、自然環境、資源循環型社会、再生可能エネルギーを環境分野の主たる 施策と位置づけています。

また、後期基本計画(令和 3(2021)年 3 月策定)においては、「1-2. 社会動向の変化」で述べた SDGs や Society 5.0 を新たな潮流としてとらえ、リーディングプロジェクトを設定しています。中山間 地域の中に位置し、里山の豊かな自然と共生した「田園都市」である本市は、DX (Digital Transformation: デジタルトランスフォーメーション)**を推進し、距離のハンディキャップや人材不足を克服して、大都 市からの移住ニーズや企業の分散需要の受け皿になり得るとし、そのために、持続可能な「まちづくり」を推進し、地球環境に配慮した循環型社会の構築を図るものとしています。

第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和 2(2020)年 3 月に策定された「第 2 次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)では、「今後も、安芸高田らしさを維持しながら持続的に発展していける姿を示す」ことを基本目標に、「I 安心して住み続けられる環境をつくる」「II 人をつなげる」「II ここにしかない歴史・文化を未来につなげる」「IV 循環の「環」をつなげる」の 4 つの事業の柱を掲げています。

[※] DX: データとデジタル技術を活用して、社会や人々の生活をより良いものへと大胆に変革していく取組。例えば、通信規格の 5G や自動車の自動運転技術などがこれにあたる。

第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像



資料:安芸高田市.第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略.令和2年3月

図 1-2-7 第2次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

このうち特に「IV 循環の「環」をつなげる」は環境と関係の深いものとなっており、次のような基本 目標及び代表目標指標をうたっています。

【基本目標】

中山間地の特徴を活かした、持続可能な循環型社会をつくります。

【代表目標指標】

地域経済循環率※:現状値(H30)74.7% ➡ 目標値(R6)80%

また、4つの講ずべき施策とその基本方向について、次のとおり整理しています。

** **地域経済循環率**:生産額(付加価値額)を分配(地域の所得)で除した値。値が低いほど他地域から流入する所得に 対する依存度が高い。

■施策22 森林・農業・畜産業の資源循環を進める

これまで地域で行われてきた里山林の活用やたい肥を利用した農業の効用を再確認し、身近な資源循環を推進します。

取組テーマ

22-1 里山環境の改善と資源循環の促進

22-2 循環型農業の推進

【SDG s ラベリング】







■施策23 廃棄物の資源利用、エネルギーの循環を進める

ごみの分別回収による環境負荷の低減を進めるとともに、自然エネルギーを活用推進し、地域内のエネルギーの循環を進めます。

取組テーマ

23-1 廃棄物の資源利用・自然エネルギーの活用の推進

【SDG s ラベリング】







■施策24 使われなくなった施設・モノを再利用する

空き家、空き店舗、空き公共施設などが再利用され、新たな魅力や価値を生むよう、利用したい人とのマッチングや必要な改修の支援をします。

取組テーマ

24-1 空き家等の活用推進

【SDG s ラベリング】







■施策 25 地産地消で地域内の経済循環を進める

この地域の産品の地元消費が増えるよう、この地域ならではの産品のブランド化を進め、その価値を市内外に届けて、道の駅等を利用した地産地消を推進します。

取組テーマ

25-1 産直市事業を通じた地産地消の推進

【SDG s ラベリング】







3. 計画の期間と対象

3-1. 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とします。但し、大きな社会動向の変化等があった場合には、必要に応じて 5 ヵ年経過後の令和 8 (2026) 年度に見直しを行います。上位計画である安芸高田市総合計画の期間と関連づけると次のようになります。

	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
環境基本計画						(見直し)				
総合計画	第 2 次				第 3 次					R14 迄

図 1-3-1 計画の期間

3-2. 計画の対象

本計画の対象となる地域は安芸高田市全域とします。対象となる環境要素は、自然環境分野、生活環境分野、快適環境分野、地球環境分野の4つの分野に、これらに共通のものとしてこれらを支える「市民参加と協働」を加えた幅広いものとします。

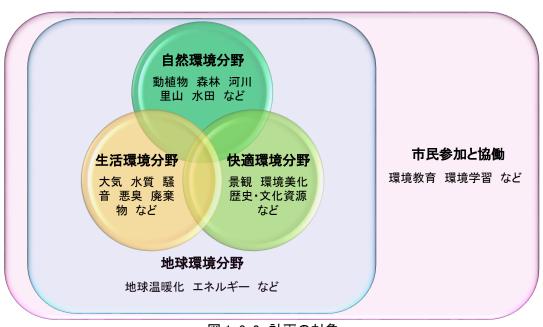


図 1-3-2 計画の対象



1. 社会条件

1-1. 位置•沿革

安芸高田市は、広島県北部に位置する面積 537.71km² のまちで、平成 16 (2004) 年 3 月 1 日に吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町、向原町が新設合併し、安芸高田市として市制施行されました。

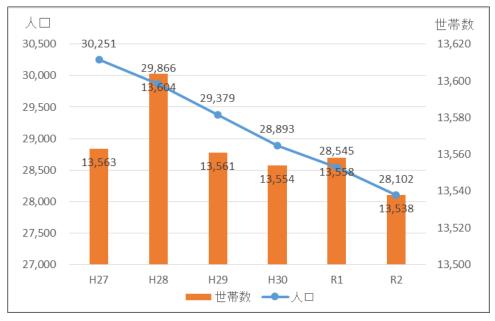
この地域には、古代安芸国において高田郡(七郷)と高宮郡(六郷)の2郡があり、それぞれに役所である郡衙が置かれていましたが、中世に入り、南北朝期頃には高田郡として併合されほぼ現在と同じ市域になりました。中世の後半は、郡内各地に国人領主が割拠しましたが、次第に吉田を本拠とした毛利氏が台頭し、安芸国、さらには中国地方全体の盟主となりました。近世に入り広島藩の統治下となった高田郡は、広島湾沿岸地域と石見・出雲とを結ぶ交通の要衝として、また、広島近郊の農村地帯として発展し、最大時には61村を数えました。



図 2-1-1 位置図

1-2. 人口

本市の人口は 28,102 人(令和 2 (2020) 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳人口) で、高齢化率 (65 歳以上の人口が占める割合) は 39.8%となっており、我が国の高齢化率 28.4% (令和元 (2019) 年 9 月現在) を 11 ポイント上回っています。また、毎年 $1.3\sim1.4\%$ の人口減少となっています。

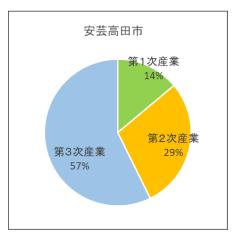


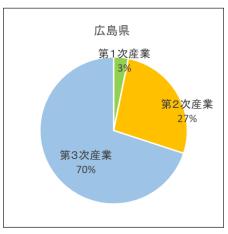
注:各年10月1日の住民基本台帳人口(外国人含む)

図 2-1-2 人口•世帯数

1-3. 産業

本市の平成 27 (2015) 年の産業別就業者数を広島県のそれと比較すると、第 1 次産業の割合が大きく、 第 3 次産業の割合が小さくなっています。このことから、本市は農林業に従事する人の多い、田園都市 であるといえます。





資料:総務省統計局. 国勢調査(平成27年)

図 2-1-3 産業別就業者数

1-4. 交通

本市の道路は、中国縦貫自動車道が市内を東西に走り、高田 IC が設置されています。また、一般国道 54 号、433 号、主要地方道広島三次線、吉田邑南線等の幹線道路が走っています。

鉄道は、JR 芸備線が市内を南北に通り、向原、吉田口、甲立の3駅が設置されています。

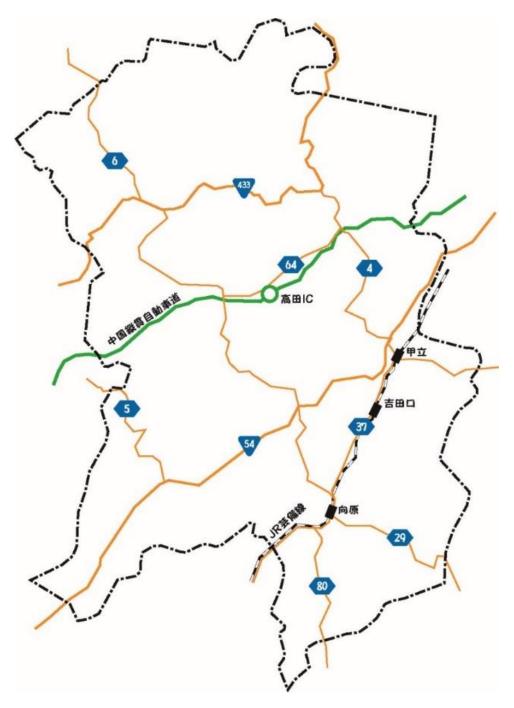
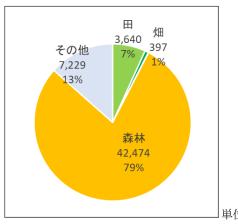


図 2-1-4 交通網図

1-5. 土地利用

本市の土地利用は、市域の79%を森林が占め、田は7%、畑は1%となっています。



」単位:ha

注:令和2年4月1日現在

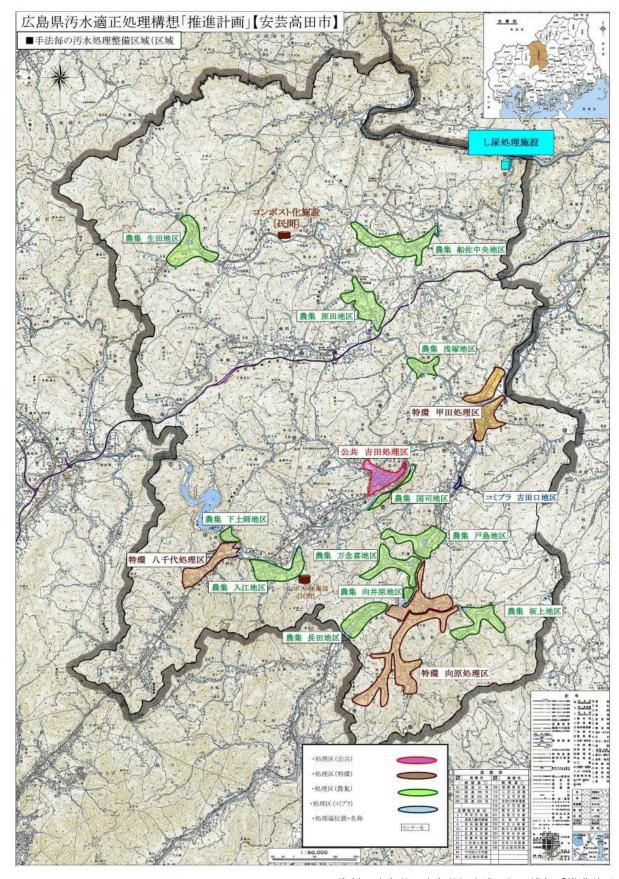
資料:広島県農林水産局. 林務関係行政資料. 令和2年10月

図 2-1-5 土地利用

1-6. 下水道

本市の下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、市設置型浄化槽の5つの事業を実施しています。このうち、市設置型浄化槽以外の集合処理の下水道管整備は平成26(2014)年度で完了し、今後は既存施設の維持管理・運営を適切に実施する施設管理に重点が移ります。令和2(2020)年の整備人口を区域内人口で除した整備率は83.1%、水洗化人口を区域内人口で除した汚水衛生処理率は71.5%となっています。

現時点で水洗化が進んでいない家屋に対しては、個別処理事業として毎年80基を目標に、市設置型浄化槽により順次合併処理浄化槽への切り替えを推進しています。



資料:広島県. 広島県汚水適正処理構想「推進計画」

図 2-1-6 安芸高田市の下水道事業

1-7. 歴史·文化

本市には、国指定文化財として、毛利氏城跡(郡山城跡と多治比猿掛城跡を総称したもの)と甲立古墳の史跡、安芸のはやし田の無形民俗文化財、船佐・山内逆断層帯の天然記念物などがあり、そのほか、多くの県及び市指定の文化財があります。本市の文化財の特徴は、多くの城跡があること、無形民俗文化財として各地域のはやし田が指定されていることにあります。また、吉田町中心部に位置する郡山城跡と安芸高田歴史民俗博物館は、本市の歴史・文化施設の拠点となっています。





写真 左)毛利元就·一族墓所 右)安芸高田歴史民俗博物館

さらに、本市の特筆すべき伝統芸能として神楽があげられます。「新舞」発祥の地とされている本市の神楽は、市内に 22 の神楽団を有し、神楽資料館やかむくら座、神楽ドーム等の施設を持つ神楽門前湯治村は神楽の聖地となっています。神楽は、市民生活に広く根付いた本市の歴史・文化資源となっています。





写真 左)神楽ドーム 右)神楽門前湯治村

1-8. 観光・レクリエーション

本市には、歴史・文化資源だけでなく、多くの観光・レクリエーション施設が整備されています。

自然とふれあえる施設としては、サクラの名所の土師ダム、四季折々の花を楽しめる湧永満之記念庭園や神ノ倉山公園、エコミュージアム川根、かたくりの里などがあります。スポーツを楽しめる施設としては、土師ダムサイクリングターミナル、吉田運動公園、吉田サッカー公園のほか、エオの谷やエンゼル乗馬クラブなどの乗馬体験施設、フィッシングレイクたかみやなどのフィッシング体験施設があります。また、たかみや湯の森や神楽門前湯治村などの温浴施設や、八千代の丘美術館などの美術館もあり、市内外から多くの来訪者が訪れています。





写真 左) 土師ダム 右) 湧永満之記念庭園





写真 左)たかみや湯の森 右)八千代の丘美術館



図 2-1-7 安芸高田市の観光・レクリエーション施設

2. 自然条件

2-1. 地勢

本市の地形は、中国山地の中位面(吉備高原面)*に位置し、上平山(888m)、犬伏山(791.2m)、頭ヶ津古山(716.5m)、津々羅山(698.4m)、堂床山(739.6m)、鷹ノ巣山(921.8m)、カンノ木山(891.9m)、大土山(799.8m)などの800m前後の山々に囲まれた隆起準平原*となっています。環境省の第3回自然環境保全基礎調査では、自然景観資源のうち、非火山性孤峰として鷹ノ巣山、湿原として大沢湿原が指定されています。

本市の河川は、本市を東西に貫流した後、左に大きく曲がり、再び市域北東部と三次市との市界を日本海に向けて流下する江の川が市域のほとんどの流域を形成していますが、南部の八千代町の一部と向原町の三篠川は太田川流域となっています。この 2 つの流域の分水界は、河川争奪により形成された地形で、高い分水嶺ではなく広い谷の中にあり、とりわけ向原町戸島のものは「泣き別れ」とよばれ、河川争奪の痕跡である八千代町の上根河床礫層とともに市の天然記念物に指定されています。江の川は、高宮町北部の島根県境付近で蛇行しつつ谷を切り込んで中国山地を横断し、「江の川関門」を形成しています。江の川は、多治比川、戸島川、本村川、生田川などの多くの支流を形成し、八千代町には八千代湖(土師ダム)があります。



写真 戸島の分水界「泣き別れ」

_

[※] 中国山地の中位面(吉備高原面): 広島県の地形は、大きく中国山地の高位面(脊梁山地面・標高 1,000m 以上)、中位面(吉備高原面・標高 400~700m)、低位面(瀬戸内面・表国 250m 以下)の 3 段の階段状の山地で構成されている。

[※] **隆起準平原**:長期の浸食作用のため、地表の起伏がなくなって平原状となった土地が再び地殻運動によって隆起してできた地形。再び河川に浸食されて谷に分断されると、高さのそろった山頂になだらかな地形の残る山地になる。

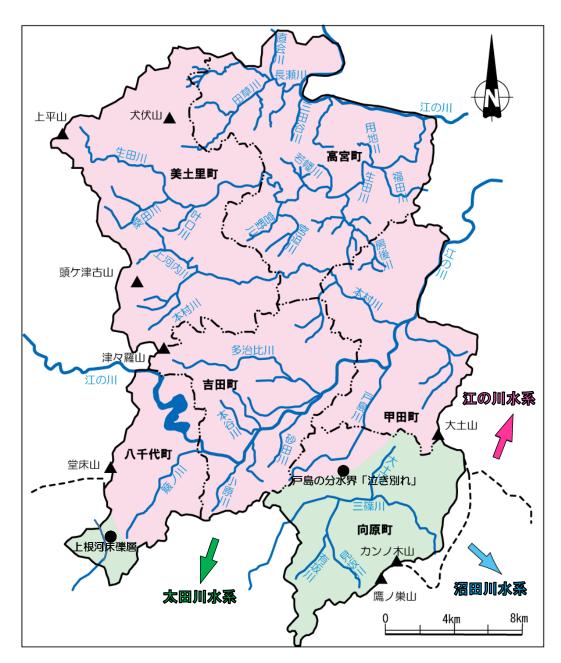


図 2-2-1 安芸高田市の地勢

2-2. 地質

本市の地質は、ほとんどが高田流紋岩*から構成されていますが、北東部の中国山地脊梁部では、この流紋岩類に広島型花崗岩が貫入しています。河川沿いには新第三紀の備北層(沖積層)が堆積し、部分的に洪積世の都野津層が小規模に分布しています。

高宮町の船佐・山内逆断層帯は、中国山地を隆起させ、瀬戸内海を陥没させた洪積世の地殻変動とも深い関係を持つもので、国の天然記念物に指定されています。

[※] **高田流紋岩**:広島県に広く分布する白亜紀火山岩類で、火砕流堆積物である流紋岩と溶結凝灰岩から構成される。きめが細かく硬いが、節理が発達しているため、落石や岩石崩壊といった災害が発生しやすい。

2-3. 気象

本市の気象は、中国山地内陸型の気候で、瀬戸内海沿岸に比べると冬季の気温は低く、夏季は比較的冷涼で、美土里町と高宮町は豪雪地帯に指定されています。

平成 29 (2017) ~令和元 (2019) 年の甲田、美土里の気象観測所での年間降水量、三次気象観測所での日平均気温は下表のとおりです。

年	甲田気象観測所 年間降水量(mm)	美土里気象観測所 年間降水量(mm)	三次気象観測所 日平均気温(℃)		
H90 (9017)					
H29 (2017)	1,620.0	1,687.5	13.3		
H30 (2018)	1,807.5	1,775.0	13.9		
R元 (2019)	1,232.0	1,382.5	14.2		

表 2-2-1 気象の状況

注:甲田、美土里の気象観測所は降水量のみの観測

2-4. 植生

本市の植生は、二次林が卓越し、コバノミツバツツジーアカマツ群集が基調となっており、低地ではクリ、コナラなどの落葉広葉樹を含むアカマツ林が、高地にはミズナラ林が、その間にはコナラ林が分布しています。自然植生としては、シラカシ林が社叢にわずかに残っているのが見られます。甲田町の宍戸大明神の社叢は県の天然記念物に、美土里町の日吉神社社叢、向原町の国貞山神社社叢は市の天然記念物に指定されています。

環境省の第 3 回自然環境保全基礎調査では、特定植物群落として、小掛峡の峡谷植生、宮崎神社のモミ・カシ林、鷹ノ巣山モミ・ブナ混交林、大沢湿原が指定されています。

2-5. 動植物

環境省の第2回自然環境保全基礎調査において、本市では、両生類・は虫類はオオサンショウウオ、ブチサンショウウオ、淡水魚類はオヤニラミ、昆虫類はタガメ、ギフチョウ、グンバイトンボ、クツワムシ、ネブトクワガタが確認されています。

国土交通省・広島県が行った「河川水辺の国勢調査」によれば、市域の江の川では、アユ、ウナギ、コイ、フナ類、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、ヨシノボリ類、ヤリタナゴ、カネヒラ、カワムツ、カワヒガイ、ムギツク、カマツカ、コウライニゴイ、イトモロコ、コウライモロコ、シマドジョウ、ギギ、ヌマチチブなど多くの魚類が確認されています。

2-6. 緑環境

県内の優れた自然環境の保全を図るための自然環境保全地域等に、市域では以下の 4 ヶ所が指定されています。

小掛峡は地形学的に特徴のある峡谷で、多彩な植物相に恵まれています。大沢湿原は、地形的、植生的に貴重な湿原で、特徴的な植物が生育しているほか、湿地特有の昆虫も数多く生息しています。郡山は、吉田町の市街地に面した郡山城跡を中心とする歴史的資産とその周辺地域の自然林が一体となって良好な生活環境を形成しています。国貞山は、市街地の近郊にあって、国貞山神社の歴史的、文化的資産とその周辺の樹林地が一体となって、地域住民の良好な生活環境を形成しています。

表 2-2-2 県自然環境保全地域等の指定状況

名 称	種別	所在地	面積(ha)
小掛峡	県自然環境保全地域	高宮町川根	52.51
大沢湿原	県自然環境保全地域	八千代町佐々井及び土師	56.62
郡山	緑地環境保全地域	吉田町吉田	95.34
国貞山	緑地環境保全地域	向原町坂	1.50

資料:広島県. 令和元年度 広島県環境データ集

また、鳥獣保護区に、市域では以下の6ヶ所が指定されています。

表 2-2-3 鳥獣保護区の指定状況

名 称	名称 種別		面積(ha)	存続期間
八千代鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	八千代町	1,600	令和 3(2021)年 10 月 31 日
郡山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	吉田町	95	令和8 (2026) 年10月31日
犬伏山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	美土里町	827	令和6 (2024) 年10月31日
熊谷山鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	高宮町	321	令和6 (2024) 年10月31日
土師鳥獣保護区	集団渡来地	八千代町	335	令和 10 (2028) 年 10 月 31 日
美土里中学校林日野城山 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	美土里町	4	令和 10(2028)年 10 月 31 日

注:大土山鳥獣保護区(甲田町・向原町)が令和2(2020)年10月31日を存続期限として指定されていた。

資料:広島県. 令和元年度 広島県環境データ集

3. 環境の現況

3-1. 大気

大気汚染は、主に工場、事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスにより引き起こされ、酸性雨の原因となるだけでなく、濃度によっては人の健康を損なうことがあります。

本市では、特に問題となっていないことから、県による大気汚染常時監視測定局は市内に設置されておらず、大気についての定期的な調査は行われていません。

3-2. 水質

本市には、県の公共用水域の測定地点が河川 4 ヶ所(三篠川(見坂川下流)、多治比川、本村川、生田川)、湖沼 1 ヶ所(土師ダム貯水池)があり、直近 5 年間の測定結果は表 2-3-1,2 のとおりです。

河川は、すべての地点・年度で環境基準を達成しています。湖沼(土師ダム貯水池)は、COD は平成29 (2017)年度を除いて環境基準を達成していますが、全窒素と全リンはすべての年度で環境基準を達成していません。

表 2-3-1 公共用水域(河川)の水質

水系	測定地点	類型	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
太田川	三篠川(見坂川下流)	A	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0
	多治比川	A	0.6	0.9	0.8	0.7	0.7
江の川	本村川	A	0.6	0.8	0.8	0.7	0.6
	生田川	A	0.6	0.9	0.8	0.7	0.7

注1:値は平均値

注2:河川のA類型の基準はBOD 2mg/L以下

資料:広島県. 広島県環境データ集 (平成27年度~令和元年度)

表 2-3-2 公共用水域(湖沼)の水質

調査地点	項目	類型	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018
土師ダム貯水池	COD	A	2.4	2.8	2.8	3.1	2.5
(八千代湖)	全窒素	П	0.49	0.76	0.74	0.64	0.57
(人) 1 1 (19月)	全りん	П	0.024	0.029	0.031	0.028	0.019

注1:値は平均値

注2:湖沼のA類型の基準はCOD 3mg/L以下。II類型の基準は全窒素 0.2mg/L以下、全りん 0.01 mg/L以下

資料:広島県、広島県環境データ集(平成27年度~令和元年度)

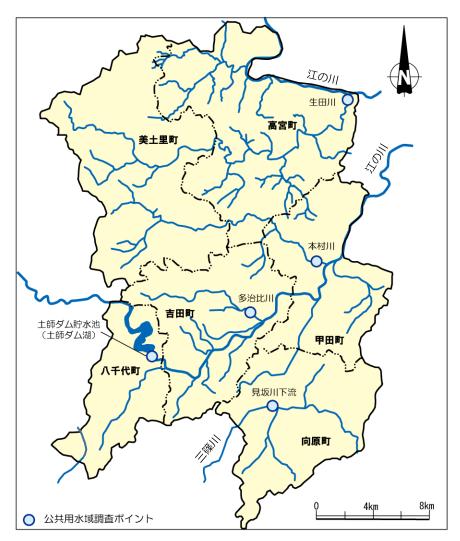


図 2-3-1 公共用水域の水質調査地点

そのほか、本市では、市内の河川水質を把握するための水質検査を年2回、16地点で行っています。

3-3. 騒音・振動、悪臭

本市では、県の自動車騒音測定地点が 14 地点設定され、環境基準類型は B, C に指定されています。 平成 30 (2018) 年度は、すべての地点において環境基準は達成されています。また、面的評価による自動車騒音は、国道 54 号 下北甲田線ほかで行われており、平成 30 (2018) 年度は、昼夜とも基準値以下は 96.9%、昼夜とも基準値超過は 2.1%となっています。

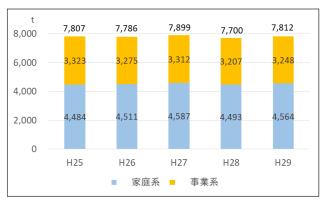
振動については、特に問題となっていないことから調査は行われていません。

悪臭については、向原町の地域が悪臭防止法に基づく臭気指数規制区域に指定されていますが、さらに 規制区域の拡大に向け、見直しが検討されています。

3-4. 廃棄物

本市で排出されたごみは、芸北広域きれいセンターに搬入後、可燃ごみは焼却処理、不燃ごみ・粗大 ごみは破砕・選別後に資源物を回収、容器包装ごみは圧縮・梱包処理を行っています。最終処分につい ては、焼却残渣はセメント原料として再利用し、不燃物残渣のうちガラスくず、陶器くずは資源化業者 へ引き渡し、その他は(一財)広島県環境保全公社の最終処分場に埋立処分しています。

本市のごみ処理量は毎年 7,800 t 前後で推移しており、平成 29 (2017) 年度のごみ処理量は 7,812 t で、そのうち家庭系は 58.4%、事業系は 41.6%でした。資源化量は毎年 2,400 t 前後、再生利用率 31% 前後で推移しており、平成 29 (2017) 年度の資源化量は 2,401 t、再生利用率 30.7%でした。



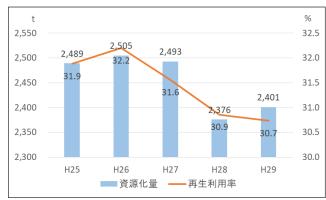
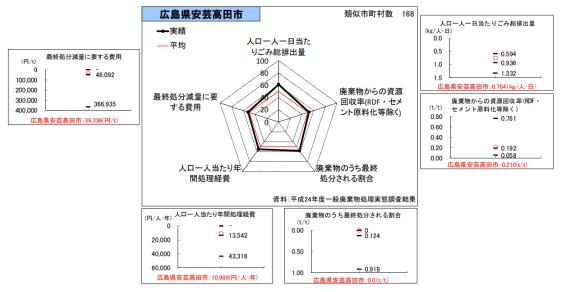


図 2-3-2 左)ごみ処理量 右)資源化量と再生利用率

本市のごみ処理システムについて、人口、産業構造などの都市形態が類似している全国の自治体と比較し、客観的な評価を行うと、評価項目すべてが偏差値 50 以上であり(すべてが類似自治体より優れているということ)、特に「人口1人1日当たりごみ総排出量」の偏差値が高くなっています。



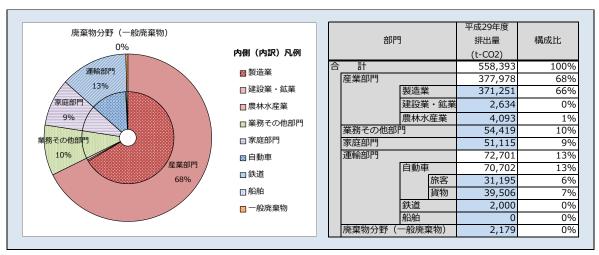
資料:芸北広域環境施設組合.一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画. 平成 29 年 3 月 図 2-3-3 ごみ処理状況の評価

3-5. 地球温暖化対策

温室効果ガス排出量

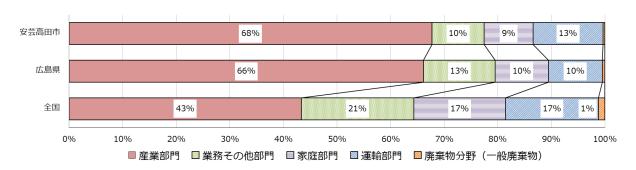
環境省の自治体排出量カルテ (簡易版) の推計 (地方公共団体の温室効果ガス (二酸化炭素) 排出量の現状把握) によれば、本市の平成 29 (2017) 年度の二酸化炭素排出量は 558,393 t-CO₂ で、その内訳は産業部門が 68%を占めています。部門・分野別構成比は広島県の平均とほぼ同様の傾向を示しています。

- 注 1:環境省では、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の際に役立つツールとして、按分法による現況推計の分析データを地方公共団体別に公表しており、本データはそのうちの安芸高田市のもの。
- 注2: 区域全体の排出量は、環境省「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(算定手法編)(Ver1.0) (平成29年3月)」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別の排出量を推計した値。なお、一般廃棄物の二酸化炭素排出量は、環境省「一般廃棄物実態調査結果」の焼却処理量から推計。



資料:環境省.地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ (簡易版)

図 2-3-4 安芸高田市の排出量の部門・分野別構成比 平成 29(2017)年度



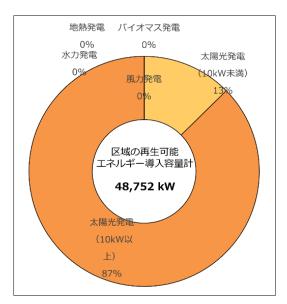
資料:環境省.地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ (簡易版)

図 2-3-5 部門・分野別構成比の県及び国との比較 平成 29(2017)年度

再生可能エネルギー

環境省の自治体排出量カルテ (簡易版) の推計 (地方公共団体の FIT 制度による再生可能エネルギー (電気)の現状把握)によれば、本市の平成 30 (2018) 年度の再生可能エネルギーの導入容量は 48,752kW で、中規模 (10kW) 以上の太陽光発電がそのうち 87%を占めています。また、本市における再生可能エネルギーは太陽光発電によるもののみで、風力、水力、バイオマスの各発電はありません。

- 注 1:環境省では、地方公共団体実行計画(区域施策編)策定の際に役立つツールとして、按分法による現況推計の分析データを地方公共団体別に公表しており、本データはそのうちの安芸高田市のもの。
- 注2:再生可能エネルギー導入容量は、FIT制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量で、FIT制度に認定されていない設備等のそれ以外の再生可能エネルギー設備は含まれない。
- 注3: 再生可能エネルギー導入容量は、経済産業省 固定価格買取制度 情報公開用ウェブサイト「B表 市町村別認定・ 導入量」から集計。



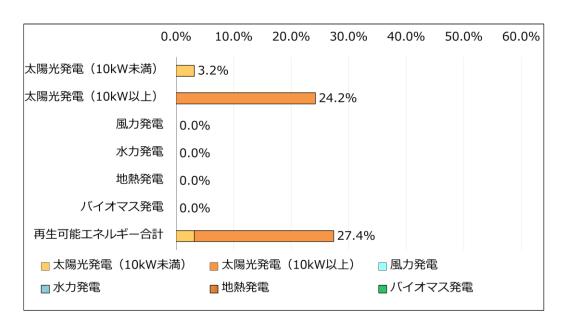
資料:環境省. 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ (簡易版)

図 2-3-6 安芸高田市の再生可能エネルギーの導入容量 平成 30(2018)年度

また、本市の再生可能エネルギーの対消費電力 FIT 導入比は 27.4%です。

注1:対消費電力 FIT 導入比は、FIT 制度による再生可能エネルギーによる発電電力量を電気使用量で除した値。

注 2: 再生可能エネルギーによる発電電力量は、再生可能エネルギーの発電容量と調達価格等算定委員会「調達価格 等に関する意見」の設備利用率から推計。



資料:環境省. 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ (簡易版) 図 2-3-7 安芸高田市の再生可能エネルギーの対消費電力 FIT 導入比 平成 30(2018) 年度

本市では、9.618MW の規模を有するメガソーラー「ウエストニュージーランド村ソーラーパーク」が 平成 28 (2016) 年より発電を開始しました。また、一般家庭のほか市内各所に小・中規模な太陽光発電 システムが整備されています。公共施設では、総合文化保健福祉施設(愛称:クリスタルアージョ)の屋 根に太陽光パネルが設置されており、約 100kW の電力を発電しています。そのほか、吉田温水プールや たかみや湯の森では、地中熱利用により、プールや温浴施設の加温、給湯、冷暖房が行われています。

3-6. 環境活動

本市では、32 地区に及ぶ地域振興組織や安芸高田市公衆衛生推進協議会(以下「公衛協」という。)の 各支部により環境活動が行われています。

また、環境もやい☆安芸高田をはじめ、内水面の各漁協や森林組合、広島北部農業協同組合等の各種団体でも様々な環境活動が行われています。

地域との協働によって道路や河川の環境美化活動を行うアドプト活動*の認定団体数は、マイロードが 21 団体、ラブリバーが 15 団体(令和 2 (2020) 年 12 月現在)となっています。

※ **アドプト活動**: アドプト (Adopt) とは、養子縁組という意味の英語で、行政と市民が協定を結び、河川や道路、公園等の公共施設を市民がボランティアで清掃などの管理を行う活動。

表 2-3-3 安芸高田市内の公衛協支所別市民活動

町名	町内一斉清掃	花いっぱい活動	河川・道路の美化等	その他
	公衛協吉田支	公衛協吉田支部が吉田病院	吉田地区振興会が JA	郡山清掃活動
	部中心で実施	駐車場前の花壇を管理	本所前の国道沿い花壇	郷野地区振興会が農業用
吉田		可愛地区振興会が年 2 回活	を管理	水路やため池の清掃・草
		動。旧老人憩の家跡地を「え		ĮK
		の花咲公園」として管理		
	公衛協八千代	佐々井地域振興会が支所前	土師ダム桜守	佐々井地域振興会が琵琶
八千代	支部中心で実	花壇を管理	上根・向山地域振興会	ヶ池キャンプ場の草刈・
	施		が道路等の清掃・草刈	清掃
			等	
	美土里支所で		本村川桜並木の清掃	横田振興会が通学路周辺
美土里	呼びかけ		横田振興会が市道沿線	の管理放棄地の樹林雑草
			の除草	の処分
	行政区単位で	来原地区コミュニティづく		川根振興協議会自然体験
高宮	不定期に実施	り連絡協議会が来原繁谷地		(土曜塾)
		区で実施		下佐振興会が公民館周辺
				の草刈、館内の一斉清掃
	甲田支所で呼	老人クラブが支所前花壇・	小原地域振興会が戸島	小原地域振興会が旧小田
甲田	びかけ	郵便局前花壇を管理	川土手の草刈	小学校周りの草刈
1,1,17			甲立地域振興会が「水	
			辺の楽校」を整備・管理	
	クリーン太田	県道の緑地を花壇に	クリーン太田川	坂中地域振興会がふれあ
 向原	川に合わせて			い広場等の草刈
1-1 ///	実施			坂下地域振興会が向原町
				尾原親水公園の環境整備





写真 地域振興組織の環境活動

左)上根・向山地域振興会の清掃活動 右)来原地区コミュニティづくり連絡協議会の花の苗植え活動





1. 前計画の概要

1-1. 望ましい環境像と目標

「安芸高田市環境基本計画」(以下「前計画」という。)は平成 23(2011) 年 3 月に策定されました。

前計画では、「"5かは!"日本一の環境もやいのまち 安芸高田」(豊かな自然環境の保全 偉大なる地球環境の再生)を基本テーマに、「和やか・滑らか・円やか・健やか・薀やか」を環境像のキーワード(将来像)とし、それぞれの将来像に対応した「「もやい」のまちづくり・源流ならではのまちづくり・「もったいない」のまちづくり・潤いと安らぎのまちづくり・脱温暖化のまちづくり」を基本目標に掲げています。また、各基本目標にはそれぞれ個別目標と環境施策を設定しています。



図 3-1-1 安芸高田市環境基本計画表紙

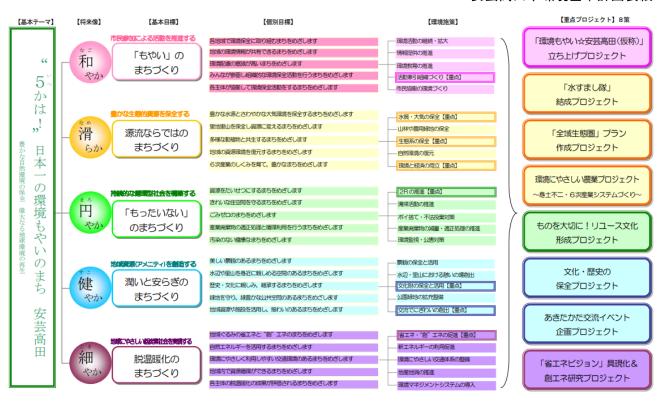


図 3-1-2 施策の体系

1-2. 推進体制と進行管理

計画の推進にあたっては、重点プロジェクトの推進母体としての「環境もやい☆安芸高田(仮称)」を 核に、市が設置する「安芸高田市環境基本計画推進委員会(仮称)」との連絡調整・協議を定期的に行う こととしていています。

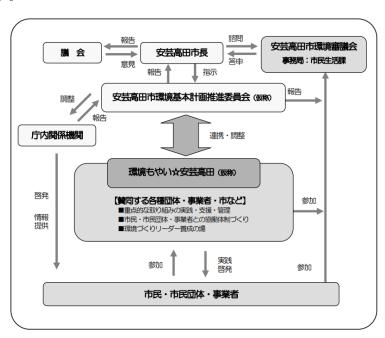


図 3-1-3 計画の推進体制

また、計画の進行管理にあたっては、「安芸高田市環境基本計画推進委員会(仮称)」が年次報告書をとりまとめるとともに、安芸高田市環境審議会での評価を経て計画の見直しを行うものとしています。

年次報告書は、当該年度の本市における環境の現状と環境施策の実施状況について、事務局(市民部環境生活課(旧市民生活課))により、前計画策定の翌年の平成23(2011)年度より毎年とりまとめられています。

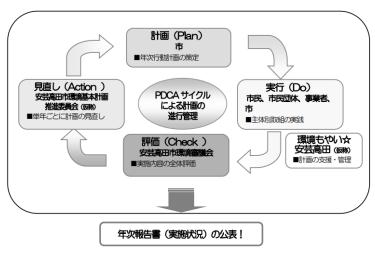


図 3-1-4 計画の進行管理

1-3. 重点的な取組

前計画では、本市の望ましい環境像とその施策の実現に向けて早急に取り組む必要があり、大きな効果が期待される重点的な取組として、次の 8 つの重点プロジェクト「あきたかた環境未来8策」を位置づけています。

あきたかた環境未来8策

- ①「環境もやい☆安芸高田(仮称)」立ち上げプロジェクト
- ②「水すまし隊」結成プロジェクト
- ③「全域生態圏」プラン作成プロジェクト
- ④ 環境にやさしい農業プロジェクト~身土不二・6 次産業システムづくり~
- ⑤ ものを大切に!リユース文化形成プロジェクト
- ⑥ 文化・歴史の保全プロジェクト
- ⑦ あきたかた交流イベント企画プロジェクト
- ⑧「省エネビジョン」具現化&創エネ研究プロジェクト

ねらい	あらゆる主体が参画できる「場」として、「環境基本計画」の推進のための活動 の主役となる市民を中心とした「核組織」を立ち上げる。					
個別施策	(A) 地区別「環境づくりワークショップ」の開催 (B) 環境づくりリーダー養成講座の開催 (C) 組織設立の世話人会議の発足 →組織像づくり (D) 組織の設立とキックオフ事業 (イベント) の実施					
期待される 効果	・ 市民首職の向上					
取り組み(推	取り組み(推進項目)とスケジュール					
	推進項目 H23 H24 H25 H26 H27					
世	区別ワークショップの開催					
環	境づくりリーダー養成講座の開催					
	活人会議の発足・組織像づくり					
組	織の設立とキックオフ事業の実施					
指標	● 組織が立ち上がる ○ ワークショップ実施地区:6町で1ヶ所以上かつ16地区以上 ○ 環境リーダー登録者:60人以上					
その他	「環境もやい☆安芸高田」を地球温暖化対策地域協議会としても位置づける					

図 3-1-5 重点プロジェクトの例(「環境もやい☆安芸高田(仮称)」立ち上げプロジェクト)

各プロジェクトでは、それぞれ次のようにねらいや個別施策、期待される効果を設定しています。

なお、重点プロジェクトの実施期間は、平成 23 (2011) 年度を初年度とした平成 27 (2015) 年度までの 5 年間でしたが、順調に根付いた活動がある一方で、未だ成果の出ていないものもあり、実施期間以降もプロジェクトが引き続き継続されました。



図 3-1-6 各重点プロジェクトのねらい・個別施策・期待される効果

2. 前計画の検証

前計画では環境施策について、市民参加、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境の5つの対象範囲(分野)ごとに内容がうたわれていますが、取組が検証できる具体的な指標は8つの重点プロジェクトとして設定されています。従って、前計画の検証は、各重点プロジェクトの達成度の評価となります。 重点プロジェクトの成果と課題、及び課題を受けての今後の方針を整理すると以下のようになります。

2-1. 成果

- 平成 24 (2012) 年 6 月 28 日、重点プロジェクトの企画と実施を担う「環境もやい☆安芸高田」の 設立総会が開催され、活動を開始しました。以後、会員は拡大し、毎年度総会が開催されています。
- 設立以降、環境もやい☆安芸高田では以下のような様々な環境活動を行い、環境に係る取組を市民や 関係団体と協働して広げてきました。
 - 環境づくりワークショップや環境活動学習会、環境講演会の開催
 - 視察研修等による環境づくりリーダー養成講座の開催
 - 生き物観察会等の小学校での環境学習支援活動
 - チェンソー講習会や森の健康診断等の「源流ならではのまちづくり」
 - 竹チップの活用や廃食用油の回収、エコクッキング講座等の「もったいないのまちづくり」
 - 「かんきょう祭り in あきたかた」の開催
 - 環境もやい新聞の発行
- 近年では、森林環境と森林未利用材の利用を考える「木の駅八千代」「竹の駅あきたかた」などの市 民活動団体が自主的な活動を始め、コミュニティ単位での環境づくりの活性化につながってきてい ます。





写真 左)環境づくりワークショップ(水辺ワークショップ 平成 23(2011)年度) 右)環境活動学習会(竹林整備試行 平成 26(2014)年)





写真 左)環境講演会(「温暖化との仁義なき戦い〜エコ社会をめざそう」 平成 23(2011)年度) 右)環境づくりリーダー養成講座(木の駅・獣害対策視察研修 平成 27(2015)年度)





写真 左) 小学校での環境学習支援活動(高宮町内小学校の川の生き物観察 平成 28(2016)年度) 右) 源流ならではのまちづくり(チェンソー講習会 平成 27(2015)年度)





写真 左)もったいないのまちづくり(エコクッキング講座 平成 29(2017)年度) 右)かんきょうまつり in あきたかた 2016(廃食用油回収ブース 平成 28(2016)年度)

2-2. 課題

- 重点プロジェクトとして位置づけられた「水すまし隊」の組織化や「全域生態圏」プランの作成、イベント8景の企画や「いいところ」探しの取組、脱温暖化地域協議会の設立等は実現することができませんでした。
- その原因としては、各プロジェクトに関し、環境もやい☆安芸高田の中に活動のきっかけとなる取組がなく、実現の見通しがない中でプロジェクトとして設定したことに無理があったことなどが考えられます。
- また、活動が展開されたプロジェクトにおいても、核となる組織はあっても積極的に施策を推進する リーダーがいなかったことが、毎年似たような活動を繰り返すことにつながり、結果的に市民生活や 施策に反映できる目に見える成果や新たな展開が乏しかったことも、課題としてあげられます。

2-3. 今後に向けて

■ 本計画での市民・事業者の取組の設定においては、活動のきっかけとなる種があり、実現の可能性があるものを中心に選定します。活動のきっかけとなる種とは、主体的に「やりたい人」がおり、具体的に「やりたい事」があるということです。





1. 望ましい環境像と目標

1-1. 望ましい環境像の設定

安芸高田市民憲章の条文と第2次安芸高田市総合計画基本構想の「将来像」をもとに本市の望ましい環 境像を設定します。

安芸高田市民憲章

わたしたち安芸高田市民は、

- 一、歴史・文化・自然を大切にし、未来へつないでいきます。
- 一、 先人を尊(たっと)び心豊かな人間形成をめざします。
- 一、 「三矢の訓(おしえ)」で心をひとつに「協働のまちづくり」にはげみます。
- 一、 誰もが健康で、きれいな住みやすいまちをつくります。
- 一、 笑顔あふれ、安心安全に暮らせるまちにします。

第2次安芸高田市総合計画基本構想「将来像」

人がつながる田園都市 安芸高田

安芸高田市民憲章の条文からは、豊かな歴史・文化・自然の中で、協働して暮らしやすいまちをつくり、 それを未来に継承していく決意が読み取れます。また、第2次安芸高田市総合計画基本構想の「将来像」 からは、田園(山里)の中で、人々がつながりを大切にして共に暮らすイメージが読み取れます。

歴史・文化は人がめぐることであり、自然を江の川に代表される「水」に象徴させ、「未来へつないでいく」ことを「循環」を意味する「めぐる」という言葉に置き換えて、本市の望ましい環境像を次のように設定しました。

望ましい環境像

人がめぐり水がめぐる山里で 共に暮らすまち 安芸高田

1-2. 基本目標の設定

前計画では、基本目標の設定にあたり、「市民参加」「自然環境」「生活環境」「地域環境」「地球環境」の5つの観点をあげています。一方、第4次広島県環境基本計画では、「低炭素社会の構築」「循環型社会の実現」「地域環境の保全」「生物多様性の保全」「人づくり・仕組みづくり」の5つを施策体系としています。これらをふまえ、本計画では、以下の5つを基本目標として設定しました。

基本目標

自然環境の保全 人と自然が共生するまち

生活環境の保全 市と市民・事業者が力を合わせて取り組むまち

循環型社会の実現 地球環境・地域環境の保全を進めるまち

低炭素社会の構築 環境への負荷の少ないまち

環境教育の推進未来につなぐ人材を育てるまち

図 4-1-1 基本目標の設定



2. 施策の体系

前項で設定した各「基本目標」を「個別目標」に展開させ、さらにその「個別目標」を「取組・施策」に展開させます。「望ましい環境像」から「取組・施策」への流れを「施策の体系」として整理すると、次のようになります。

望ましい環境像	基本目標	個別目標	取組・施策
		1-1.里山の整備・活用	●里山の整備・活用●里山環境の改善と資源循環の促進●林業の活性化●里山についての普及啓発
	自然環境の保全	1−2.農地の保全	●農薬・除草剤の使用抑制 ●地域ぐるみの農地の保全の支援 ●循環型農業の推進 ●地産地消の推進
<u>.</u>	人と自然が共生するまち	1-3.水辺環境の保全・活用	●水辺環境の保全・活用 ●森は海の恋人(水の循環)
がめぐり水		1-4.動植物への対応	●希少野生生物の保全●鳥獣被害への対応●外来生物への対応●自然観察会の開催
がめ		2-1.里地の保全	●自然や歴史を活かした美しいまちづくり ●きれいな環境づくり ●空き家・放棄地対策
ぐ る 山	生活環境の保全	2-2.歴史的環境の整備・活用	●国史跡等の整備・活用 ●歴史・文化資産の磨き上げ
山 里 で	市と市民・事業者が 力を合わせて取り組むまち 循環型社会の実現 地球環境・地域環境の 保全を進めるまち	2−3.河川・水路の美化	●河川・水路の清掃 ●河川・水路の水質浄化 ●下水道施設の整備
共		2-4.災害の防止	●地域防災力の向上●防災学習の推進
共に暮らすまち		3-1.3Rの推進	●リデュースの推進 ●リユースの推進 ●リサイクルの推進
ま		3-2.不法投棄や野焼きの監視	●不法投棄の監視 ●野焼きの監視
		3-3.ごみに関する普及啓発	●処理施設等の見学●ごみに関する環境講座等の実施
安 芸 高	低炭素社会の構築	4-1.CO ₂ 排出削減の推進	●省エネ機器・設備の導入 ●日常生活における省エネの取組
田	環境への負荷の少ないまち	4-2.再生可能エネルギーの推進	●太陽光発電の推進 ●木質バイオマスの活用 ●マイクロ水力発電の整備
	環境教育の推進	5-1.環境活動の推進	■環境活動の推進●自然とのふれあいの促進●市民による里山整備・活用●環境教育の推進
	育てるまち	5-2.環境活動団体の活動促進	■環境活動団体の活動促進■環境に係る普及啓発活動の推進

図 4-2-1 施策の体系





基本目標 1

自然環境の保全



人と自然が共生するまち

個別目標と取組・施策

(I	固別目標	取組•施策
1. 里山の整備・活用	11 住か続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 15 限の使から6 であう 1	●里山の整備・活用●里山環境の改善と資源循環の促進●林業の活性化●里山についての普及啓発
2. 農地の保全	11 性が続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 15 権の息かさも サカラ 15 権の息がさる サカラ 15 権の息がさる サカラ 15 権の 1	●農薬・除草剤の使用抑制●地域ぐるみの農地の保全の支援●循環型農業の推進●地産地消の推進
3. 水辺環境の保全・活用	6 安全な水とトイレ を世界中に 15 降の豊かさも サララ 17 パートナーシップで 日曜を選択しよう	●水辺環境の保全・活用 ●森は海の恋人(水の循環)
4. 動植物への対応	11 住み続けられる まちづくりを	●希少野生生物の保全●鳥獣被害への対応●外来生物への対応●自然観察会の開催

1-1. 里山の整備・活用

●里山の整備・活用 ●里山環境の改善と資源循環の促進 ●林業の活性化 ●里山についての普及啓発

現状と課題

- ◆ 林業においては、広島の森づくり事業により約 70ha の里山整備を行っているほか、年間約 12ha の間伐等造林事業を適宜実施し、1.27k ㎡の山林部地籍調査を推進しています。また、森林環境譲 与税を活用した経営管理制度を活用し、美土里町においてモデル地区 154ha を選定して事業を実施しています。
- ◆ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用し、森林ボランティア等による事業を適宜実施しているほか、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援しています。

市民・事業者の取組

- ◆ 地域と連携して里山景観・農村環境の維持に努めましょう。
- ◆ 森林整備関係者、営農者、猟友会、薪利用者など、森林や農地の整備に関わる人々で分野横断的な 組織を作り、取組を行いましょう。
- ◆ 里山を整備し、広葉樹の木材を薪ストーブ等に活用しましょう。また、そのため、薪資源を活用するネットワークの形成を推進しましょう。
- ◆ 木材価格マップを作成し、効果的・効率的な林業経営を推進します。これらにより林業を活性化させ、林業で自活できるようにしましょう。
- ◆ 里山の利用や歴史に関する勉強会等を行いましょう。



(公財)安芸高田市地域振興事業団では、「親子で体験!里山スクール」を開催しました。

市の取組

- ◆ 森林経営計画の策定により計画的な森林整備方針を定めるとともに、団地化による林地集約と路網整備の推進を図ることで、効率的な林業生産体制の構築を図ります。
- ◆ 林家の森林管理意欲の増進を図るほか、林業に対する市民の理解と愛着の増進を図ることにより、 後継者の確保に努めます。
- ◆ 里山に定期的に手を入れる活動を支援し、里山の資源循環を促します。また、集落に接した山林の 整備を希望する地域の支援を行い、里山林に地域の人が入りやすい環境をつくります。
- ◆ 自然と触れ合う場の維持管理に努め、市内外からの利用活性化を促進するとともに、森林ボランティアの育成や市民による里山整備、里山活用に関する取組を促進・支援します。
- ◆ 森林が持つ公益的機能の維持や発揮のため、森林組合と連携しながら計画的・集団的な造林・保育・間伐を総合的に推進するとともに、ひろしまの森づくり事業により人工林の間伐や里山林の整備、森づくりを学ぶ林業体験や木育活動を実施します。
- ◆ 木材の需要拡大を推進していくため、公共建築物や公共事業への木材利用を進めるほか、木質バイオマスエネルギー需要の創出に取り組みます。

1-2. 農地の保全

●農薬・除草剤の使用抑制 ●地域ぐるみの農地の保全の支援 ●循環型農業の推進 ●地産地消の推進

現状と課題

- ◆ 農業においては、県営圃場整備1地区(6.1ha)の整備を行い、遊休農地低減のため農地中間管理 事業を推進し耕作者へのマッチングを行っています。
- ◆ 近年の農業は、地産地消・旬産旬消をはじめ、低農薬や有機栽培などの環境にやさしい農業、ブランド化や 6 次産業化、生産者と消費者を直接つなぐ販売ルートの開拓など様々なかたちが生まれています。
- ◆ JA 広島北部・地域営農課・給食センターと地場産物検討会議を行い、給食使用食材の地場産野菜の生育状況、新規食材の導入等を検討協議し、給食食材に地場産野菜を活用しています。

市民・事業者の取組

- ◆ 営農にあたっては、農薬や除草剤の使用を抑制しましょう。
- ◆ 農産物の6次産業化やブランド化に取り組みましょう。
- ◆ 有機質資源や農業用資材の再利用など、農業で出る廃棄物や余剰生産物などを有効に活用することにより資源として循環させ、環境に配慮した持続可能な「循環型農業」を推進しましょう。
- ◆ 地元の農産物を積極的に利用し、地産地消を推進しましょう。

- ◆ 水田を中心とした農地は、農産物の生産だけでなく、水源涵養や遊水機能などの調整機能を担っているほか、動植物の生息生育空間であり、田園風景を構成する重要な景観資源です。このような多くの機能を持つ農地について、集落による農地保全活動を推進し、その荒廃を防ぎます。
- ◆ 圃場整備の計画的な推進、かんがい排水、農道、ため池等、生産基盤の整備を進め、優良農地の拡大を図ります。
- ◆ 担い手育成を推進するとともに、兼業農家や高齢者、女性等が相互に連携した地域での営農体制を 構築します。
- ◆ 農業の持続的な発展に向け、JA や関係団体と連携し、農産物の生産振興・商品化を支援します。
- ◆ 産直市での販売額を増やし、また、学校給食では安全・安心で安定的な食材の提供と伝統食や健康 に配慮した献立を導入し、地産地消の推進と魅力ある給食づくりに努めます。





市内には道の駅をはじめ多くの産直市があります。左)道の駅 北の関宿 右)向原農村交流館やすらぎ

1-3. 水辺環境の保全・活用 ●水辺環境の保全・活用 ●森は海の恋人(水の循環)

現状と課題

- ◆ 本市には、江の川と多くの支川が流れ、八千代町には土師ダムが位置しています。一方、南東部は 太田川流域となっており、向原町戸島と八千代町上根は江の川流域との分水界で、戸島分水界は 「泣き別れ」とよばれ、上根とともに河川争奪地形です。
- ◆ 江の川中・上流域及び太田川支川上流域に当たる本市の河川は、様々な生きものの生育・生息の場であるだけでなく、水源涵養や土砂流出防止をはじめ、炭素や栄養塩*の循環など多くの役割を果たしています。

市民・事業者の取組

- ◆ 土師ダムでは、住民ボランティアによって「桜守プロジェクト」が組織され、ダム湖周辺の桜の保護活動を行っています。この取組を継続・発展させていきましょう。
- ◆ 「森は海の恋人」の言葉にあるように、江の川の中・上流域、太田川支川上流域に位置する本市の森林と河川は、水や栄養分などの循環において大きな役割を担っています。森林整備や竹の活用により、川を介して里山と里海をつないでいきましょう。

- ◆ 河川の実状に応じて生態系に配慮した整備を促進し、自然度の高い河川環境の保全に努めます。
- ◆ 水辺の楽校(がっこう)*プロジェクト事業を国と共に推進し、水辺空間の利用を促進します。



水辺の楽校(桂地区)を新可愛川橋より望む。

[※] **栄養塩**:一次生産者である植物プランクトンが生命を維持する栄養分として必要な窒素、リン、ケイ素などの無機塩類のこと。栄養塩は森林や河川で生産され、河川によって海に運ばれる。

[※] **水辺の楽校**:国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトで、水辺をフィールドに、子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進する取組。

1-4. 動植物への対応

●希少野生生物の保全 ●鳥獣被害への対応 ●外来生物への対応 ●自然観察会の開催

現状と課題

- ◆ 本市では、小掛峡(高宮町川根)と大沢湿原(八千代町佐々井及び土師)が県自然環境保全地域に 指定されており、希少な動植物が生育・生息しています。
- ◆ 鳥獣と人間は、以前は営農活動や山の手入れによりお互いのテリトリーは自然と守られてきました。しかしながら、過疎化や高齢化により、農地や山の手入れが充分に行われなくなったことにより、鳥獣と人間のバッファーゾーン*が失われ、イノシシ、シカ、クマといった鳥獣が里や農地にも進出するようになりました。以前のようにバッファーゾーンを再構築し、鳥獣と人間がお互いのテリトリーを守り、共存できるようにしていかなくてはなりません。
- ◆ 平成30 (2018) 年度の鳥獣被害は、イノシシが被害金額20,115 千円、被害面積21.2ha、シカが被害金額9,719 千円、被害面積10.2haとなっており、被害金額・被害面積共に抑制目標を達成できていません。
- ◆ 本市では、鳥獣被害に対応するため、安芸高田市鳥獣被害防止計画を策定し、捕獲活動や被害特定 活動を行う安芸高田市鳥獣被害対策実施隊を設置しています。しかしながら、農家の高齢化によ り、耕作放棄地が増えるとともに、防護柵等の管理が困難になっている地域もあります。
- ◆ 今後は、侵入防止柵の点検・管理を重点的に進め、また被害をもたらす鳥獣の捕獲についても積極 的に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 外来生物*については、本市では、平成 29 (2017) 年 3 月に外来生物法に基づく「安芸高田市特定外来生物捕獲実施要綱」を策定し、ヌートリア及びアライグマを対象に捕獲等について定めています。また、平成 29 (2017) 年度に特定外来生物捕獲講習会を開催し(参加者 82 名)、平成 30 (2018) 年度は講習会実施者による捕獲活動を実施しました。
- ◆ 環境基本計画支援事業の中で市内 5 校の小学校の水生生物観察会を支援し、八千代町佐々井の「大原湿原」において自然観察会を実施しました。

市民・事業者の取組

- ◆ 希少な野生生物の調査を行い、現状を知るとともにその保全を図りましょう。
- ◆ 里山と人里の間のバッファーゾーンを再構築しましょう。また、獣が来るところに食べ物となる生 ごみや野菜などを放置しないようにしましょう。

[※] **バッファーゾーン**:人と野生動物の棲み分けを図る見通しの良い緩衝帯のこと。以前は、集落と里山の間は草刈りや柴刈り等によって常に伐採を受けていた。このような場所は、野生動物にとっては隠れる場所も食べ物もなく、自然と里への侵入が阻止されていた。

^{**} **外来生物**:海外から我が国に持ち込まれることにより、その本来の生息地または生育地の外に存することとなる生物のこと。外来生物法では、ヌートリアやアライグマ、ブルーギルやオオクチバス、オオキンケイギクやオオハンゴンソウなど、特に生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として規定している。

- ◆ 猟友会を活用しましょう。また、ハンターの後継者の育成に努めましょう。
- ◆ 外来生物の駆除を行いましょう。
- ◆ 自然観察会に参加して動植物の自然の営みを知り、自然保護意識の醸成を図りましょう。

- ◆ 希少動植物や湿原等、豊かな自然の価値を次世代に伝えていくため、環境教育等を通して、自然に 親しみ触れ合う機会の充実を図ります。
- ◆ 既に設置した鳥獣被害防護柵の点検や、集落や農地への有害鳥獣の忌避対策等、啓発活動を実施します。
- ◆ 農作物の被害防止のため、現地研修会を実施し、地域への助言など獣害対策アドバイザーによる支援を行います。
- ◆ 鳥獣捕獲班及び鳥獣被害対策実施隊によって捕獲による個体の適正管理を図り、被害の低減に努めます。
- ◆ 安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会に参画する関係機関と連携を密にし、総合的な対策を実施し、 農作物の鳥獣被害の低減に努めます。
- ◆ 市民が参加できる自然観察会の開催を支援・推進します。

基本目標 2 生活環境の保全



市と市民・事業者が力を合わせて取り組むまち

個別目標と取組・施策

,	個別目標		取組•施策
1. 里地の保全	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナーシップで 日曜を達成しよう	●自然や歴史を活かした美しいまちづくり ●きれいな環境づくり ●空き家・放棄地対策
2. 歴史的環境の整備・活	9 産業と技術事務	9 17 バートナーシップで 日標を達成しよう	●国史跡等の整備・活用 ●歴史・文化資産の磨き上げ
3. 河川・水路の美化	6 安全な水とトイン を世界中に	17 パーナーシップで 日報を連択しよう	●河川・水路の清掃●河川・水路の水質浄化●下水道施設の整備
4. 災害の防止	6 安全な水とトイレ を世界中に 13 気候変都に	17 バートナーシップで 目標を達成しよう	●地域防災力の向上●防災学習の推進

2-1. 里地の保全

●自然や歴史を活かした美しいまちづくり ●きれいな環境づくり ●空き家・放棄地対策

現状と課題

- ◆ 本市には、里山に囲まれた田園が広がり、緑豊かで田舎らしい魅力に満ちた環境があります。
- ◆ しかしながら、過疎化・高齢化が進行して耕作放棄地が増え、山の手入れも行き届かなくなり、鳥 獣被害が増えています。また、空き家や放棄地についても問題が顕在化しています。
- ◆ 地域との協働による道路や河川の環境美化活動について、アドプト活動を行っているマイロード 団体へのサポートや、環境美化活動の啓発を行っています。

市民・事業者の取組

- ◆ 景観や土地利用計画に配慮して開発を行いましょう。
- ◆ 空き家の所有者は、空き家の適正管理に努めるとともに、空き家バンクへの登録等を通してその活用に努めましょう。
- ◆ 地域振興組織等が中心となり、地域における空き家と移住希望者のマッチングに取り組みましょう。
- ◆ 損壊したため池(土手の半壊など)の補修を推進しましょう。

- ◆ 自然環境や歴史的環境を生かした、美しく魅力ある街並みの形成を推進します。
- ◆ ばい煙、粉塵、野外焼却の監視・指導を行います。
- ◆ 市内の主要幹線道路における自動車騒音の状況を常時監視し、対象路線の環境基準達成状況を把握して環境省への報告を行います。
- ◆ 悪臭に関し、全市に臭気指数規制を導入し、生活環境の保全に努めます。
- ◆ 不法投棄に対する対応・処理・啓発を行います。
- ◆ 地域との協働による道路管理体制の構築を図り、環境美化を推進します。
- ◆ 空き家活用等専門スタッフを配置し、危険空き家解消に向けた除去費補助、空き家バンク登録奨励 金、仲介補助金、空き家購入補助金等、空き家活用支援策を充実させます。
- ◆ 空き家の所有者に空き家情報バンクへの登録を推奨し、空き家を利活用したい人とのマッチング を図ります。

2-2. 歴史的環境の整備・活用 ●国史跡等の整備・活用 ●歴史・文化資産の磨き上げ

現状と課題

- ◆ 本市には、国史跡をはじめとする歴史的遺構や、「神楽」「はやし田」等の伝統芸能等、多数の文化 財が分布しています。
- ◆ これらの文化財を保存・活用していくためには、管理計画を策定し、適切に管理していく必要があります。その際、関係法令を遵守し、必要な手続きを行っていくことが求められます。
- ◆ 神楽については、神楽ドームでの定期公演や神楽東京公演、高校生による神楽甲子園が開催され、 多くの集客を得ています。しかしながら、次世代を担う後継者の確保と育成が求められています。

市民・事業者の取組

- ◆ 地域文化に関心を持ち、その保存、継承に努めましょう。
- ◆ 本市の大きな資源である郡山城と神楽を活かし、地域活性化につなげましょう。

- ◆ 市民が郷土の歴史、伝統文化等の価値を理解し、地域の宝として誇りを感じ、貴重な文化財として 永く後世に引き継いでいくため、文化財の保護に努めます。
- ◆ 毛利氏城跡、甲立古墳等の歴史資産を適切に保全・管理し、正しく歴史を学ぶために必要な環境を 整備します。
- ◆ 日常生活における安全性や快適性の向上に向け、里山や河川、歴史的資源、神社、寺院といった地域資源を活用した魅力ある公園や、住民ニーズをふまえた身近な公園等の整備を検討します。
- ◆ 神楽やはやし田などの地域に残る伝統芸能の継承を推進し、地域が主催するイベントに文化団体の参加を推進します。また、地域の伝統文化を掘り起こすことで地域の魅力を再発見し、広く広報します。
- ◆ 神楽公演など、市外・県外の人に神楽、はやし田などの訴求力の高い文化資産を見てもらうことができる環境を整備するとともに、市外・県外にその魅力を伝え、神楽を活かした観光振興を推進します。
- ◆ 「多様な歴史と文化のある地域」という強みを活かした情報発信・観光戦略により、地域を活性化します。

2-3. 河川・水路の美化 ●河川・水路の清掃 ●河川・水路の水質浄化 ●下水道施設の整備

現状と課題

- ◆ 各地域振興組織により、定期的に道路や河川の清掃美化を行うクリーン作戦が行われています。
- ◆ 安芸高田市河川等水質検査業務により河川等市内 16 ヶ所で水質検査を行い、水質汚染の状況を監視しています。

市民・事業者の取組

- ◆ 市民・事業者や関係団体の協働作業により、河川や水路をきれいにしましょう。
- ◆ 下水道の計画区域内の市民・事業者は、下水道への接続に努めましょう。

- ◆ 三漁協、市民と連携しながら、江の川等におけるごみの散乱防止、水質保全等河川環境の美化に努めます。
- ◆ 下水道処理区域外では、生活雑排水による水質汚濁等を防ぐため、住民の生活マナーの向上に資する啓発を実施します。また、合併処理浄化槽の整備を推進します。
- ◆ 県や関係機関と協力し、大気汚染や水質汚濁等の公害苦情処理体制の充実を図ります。
- ◆ 誰もが衛生的な生活を営める環境の整備に取り組み、安心・快適に暮らし続けられる下水道施設の 整備を推進し、機能強化を図ります。
- ◆ 今後も増加する下水道等の汚泥を処理するため、汚泥再生処理センター(安芸高田市清流園)においてし尿を含めた一般廃棄物の適正処理を継続していきます。
- ◆ 汚水処理施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策の計画的な推進を図ります。



市内には、「千貫水」など由緒ある湧き水も見られます。

2-4. 災害の防止 ●地域防災力の向上 ●防災学習の推進

現状と課題

- ◆ 近年、集中豪雨とそれに伴う土砂災害等が頻発しています。平成30(2018)年7月の豪雨災害(西日本豪雨災害)では、本市でも河川を中心に多くの場所で大きな被害を受けました。
- ◆ 本市では、土砂災害・洪水ハザードマップを作成・配布し、自主防災組織の設立等を通して地域防 災体制の充実と意識啓発を図ってきましたが、組織によって活動レベルに差異が見られます。

市民・事業者の取組

- ◆ 家庭では、防災パック等の準備を行うとともに、緊急時の避難場所等について話し合っておきましょう。
- ◆ 自主防災組織が中心となり、防災訓練や防災まちあるき等の活動を継続しましょう。

- ◆ 地域の防災に関する情報がすべての住民に広く行き届くよう、様々な媒体を通して周知します。
- ◆ 安芸高田市地域防災リーダー養成講習会を開催し、自主防災組織におけるリーダーを育成します。
- ◆ 地域防災リーダーを中心とした地域での防災活動を支援します。
- ◆ 避難情報を発令した際の市民の避難行動を促すため、自主防災組織による避難の呼びかけの体制 づくりを支援します。





西日本豪雨災害での被災状況

基本目標 3

循環型社会の実現



地球環境・地域環境の保全を進めるまち

個別目標と取組・施策

個別目標				取組•施策
1. 3Rの推進	11 ###################################	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 日曜を達成しよう	●リデュースの推進●リユースの推進●リサイクルの推進
2. 不法投棄や野焼きの監視	11 (由み続けられる まちつくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 日間を達成しよう	●不法投棄の監視●野焼きの監視
3. ごみに関する普及啓発	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 日曜を達成しよう	●処理施設等の見学 ●ごみに関する環境講座等の実施



芸北広域きれいセンターでは、ごみの焼却処理、破砕・選別処理、圧縮・梱包処理を行っています。

3-1.3尺の推進 ●リデュースの推進 ●リユースの推進 ●リサイクルの推進

現状と課題

- ◆ 本市のごみ処理は、北広島町と共に構成する芸北広域環境施設組合によって整備された芸北広域 きれいセンターにおいて行われています。
- ◆ 芸北広域環境施設組合では、平成 29 (2017) 年 3 月に「一般廃棄物 (ごみ) 処理基本計画」を策 定し、ごみ減量化・再資源化に関する施策と廃棄物処理施設整備の方向性を明らかにしています。
- ◆ 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)によれば、本市の平成30(2018)年度のごみ総排出量は8,430 t、1人1日当たりの排出量は799 g/人日(広島県901 g/人日)、リサイクル率は29.5%(広島県20.6%)で、1人1日当たりの排出量は広島県を下回り、リサイクル率は広島県を上回っています。
- ◆ 本市では、資源物の集団回収を実施する子ども会、女性会、PTA 等の住民団体に対して「ごみ減量化対策助成金」を交付しています。また、安芸高田市生ごみ減量化対策助成金により、生ごみ処理機購入の助成も実施しています。
- ◆ 安芸高田市公衆衛生推進協議会甲田支部のリサイクルモデル事業を各町に普及させるよう努力してきましたが、他町での事業取組には至っていません。一方で、150団体余りの資源ごみ回収団体が、市内各所で活動しています。

市民・事業者の取組

- ◆ ごみの減量化、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用))の 推進に取り組みましょう。
- ◆ 粗大ごみの中でも再利用できる良品はリユースマーケットに回す仕組みをつくりましょう。
- ◆ 祭りやイベントではリユース食器を利用するようにしましょう。
- ◆ ビンやカン、プラスチックなどの資源ごみは、リサイクルできるよう分別して出しましょう。
- ◆ ごみの集団回収や集積場への搬入を行い、資源循環に努めましょう。

- ◆ ごみの分別回収等による資源化を推進し、資源循環による環境負荷の低減を図ります。
- ◆ 資源ごみ(古紙、古着、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル)を回収する団体への補助を行い、 資源リサイクルを推進します。
- ◆ 生ごみの有効利用と減量化を推進するため、生ごみ処理機購入への助成を行い、生ごみ処理機等の 普及啓発に努めます。
- ◆ 家畜排せつ物や下水汚泥の資源循環に向けた取組を継続します。
- ◆ 里山整備の枝葉や間伐材を活用する仕組みをつくり、新たな資源リサイクルを推進します。

3-2. 不法投棄や野焼きの監視 ●不法

●不法投棄の監視 ●野焼きの監視

現状と課題

- ◆ 毎年、安芸高田市公衆衛生推進協議会が不法投棄パトロールを毎年行い、不法投棄ごみの回収を行っています。また、県と市が連携し、産業廃棄物仮置き場のパトロール、指導を行っています。
- ◆ 市民の通報により野焼きの指導を行っています。

市民・事業者の取組

- ◆ 不法投棄や野焼きはやめましょう。
- ◆ 事業者は、産業廃棄物の適正な処理を行いましょう。

市の取組

◆ 不法投棄パトロールや野焼きに対する指導を引き続き行います。



~ごみの野焼きのQ&A~

- Q:買ってまだ数年しか使っていない高性能の焼却炉なので、これからも使いたいのですが、いいでしょうか?
- A: 平成 14(2002) 年から、一定の構造基準を満たしていない焼却炉については、たとえ高価なものでも使用が禁止されていますので、使用できません。
- Q:新聞のチラシや包装紙、ダンボールなど、紙しか焼かないので、いいですよね?
- A: 紙だから燃やしてもいいというものではありません。紙は低温で燃やすとダイオキシン類などの有害物質が発生します。紙類はリサイクルができますので、地域の資源回収に出すなどの方法をおとりください。
- Q:田んぼや畑のあぜ草や、稲刈り後のわら、すくもは焼いてもいいんですか?
- A: 農業などを営むため、やむを得ないものとして行われるものは焼却禁止の対象外となっています。しかし、対象外だからといって、むやみに燃やして良いという ことではありません。

3-3. ごみに関する普及啓発 ●処理施設等の見学 ●ごみに関する環境講座等の実施

現状と課題

- ◆ 令和元 (2019) 年度からは新たに未来を担う子供たちを対象として、環境リサイクル講座を実施 し、芸北広域きれいセンターを訪れる市内小学生に、地球環境に関することやごみのリサイクルの 必要性について説明を行っています。
- ◆ 市民がごみ排出の際に参考にできるよう、ごみ分別アプリ「さんあーる」を公開しています。また、 増加する外国籍の方にごみの出し方を知っていただくため、6 か国語に対応したごみ収集カレンダー」を作成しています。

市民・事業者の取組

◆ ごみ処理施設や下水道処理施設などを地域の人と一緒に見学し、環境について考えましょう。

市の取組

- ◆ ごみ処理施設や下水道処理施設などの見学会、ごみに関する環境講座を企画・実施します。
- ◆ 芸北広域きれいセンターに見学に来る市内小学生にごみのリサイクルと環境について講座を開き、 ごみの分別とごみの減量化の大切さを教えます。また、この講座を一般市民にも実施します。
- ◆ ごみのリサイクル、減量に関する広報を行い、市民の意識啓発に努めます。
- ◆ 外国人と一緒にごみや環境について話し合える機会を作ります。
- ◆ 学校で実施される環境に関する授業では、環境もやい☆安芸高田の会員などが出前授業できるよう企画・調整を図ります。



資料:芸北広域環境施設組合 芸北広域きれいセンター

図 5-3-1 ごみ分別アプリ「さんあーる」画面

低炭素社会の構築



環境への負荷の少ないまち

個別目標と取組・施策

~日本が世界に約束したこと (約束草案) ~

- 平成 27 (2015) 年、日本は 2030 年 (令和 12 年) までの温室効果ガス排出 削減目標とその対策・施策を定めた約束草案を国連に提出しました。
- それは、温室効果ガス排出量を 2030 年度(令和 12 年度)に 2013 年度(平成 25 年度)比で 26.0%削減するというものでした。
- その部門別の内訳を見てみると、最も削減比率が大きいのは、家庭部門と業務その他部門の 40%です。
- 単純に言えば、私たちは日常生活で、10年後にはエネルギーの使用量を今の半分より少し多いぐらいまで減らすということを世界に約束したのです。

~2013年度比 温室	図効果ガス2	達成に向い	
	2030年度CO2排出量の目安 (単位:百万t-CO2)		2013年度CO2排出 (単位:百万t-CO2)
エネルギー起源CO2	927	2013年度比 約 25 %削減	1,235
産業部門	401	2013年度比 約 7 %削減	429
業務その他部門	168	2013年度比 ^約 40 %削減	279
家庭部門	122	2013年度比 約 40 %削減	201
運輸部門	163	2013年度比 約 28 %削減	225
エネルギー転換部門	73	2013年度比 28 % 測滅	101

資料:温室効果ガスインベントリオフィス 全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト (http://www.jccca.org/) より

4-1. CO₂ 排出削減の推進 ●省エネ機器・設備の導入 ●日常生活における省エネの取組

現状と課題

◆ 本市の平成 29 (2017) 年度の二酸化炭素排出量は、環境省の自治体排出量カルテ (簡易版) の推計 (地方公共団体の温室効果ガス (CO₂) 排出量の現状把握) によれば、558,393 t-CO₂で、その内訳は産業部門が 68%を占めています。

市民・事業者の取組

- ◆ 電気製品を購入する際は、省エネラベルや統一省エネラベル*のついた省エネ製品を購入し、自動 車を購入する際は、ハイブリット車や電気自動車、低燃費車等の購入に努めましょう。
- ◆ 住宅を新築・改築する際は、断熱構造等に配慮した省エネ住宅や、エネルギー管理ができるスマートハウス*を採用するようにしましょう。
- ◆ 事業者は、事務所や工場の省エネ診断を積極的に行い、電力監視装置等による使用電力の「見える 化」を図り、機器・設備の更新や運用改善等により省エネを推進しましょう。
- ◆ 電気製品を使用する際は、こまめなスイッチ操作や適切な温度設定に留意し、自動車を運転する際は、アイドリングストップなどのエコドライブに配慮しましょう。
- ◆ 外出時は、できるだけ自動車の使用を控え、JR 芸備線、路線バス、高速バス、お太助バスなどの 公共交通機関や自転車を活用するようにしましょう。

市の取組

- ◆ 公用車や機器・設備の新規導入・更新の際は省エネ型のものを選択し、消耗品等の購入の際はグリーン購入に努めます。
- ◆ 事務事業においては節電や節水等の省エネ、消耗品等の節約に努めます。



資料:(一財)家電製品協会

図 5-4-1 左)省エネラベル 右)統一省エネラベル

[※] 省エネラベル・統一省エネラベル:家電製品の省エネ性能を表示するラベルで、省エネラベルは省エネ法で定められた製品個々の省エネ性能が目標基準を達成しているかを表し、統一省エネラベルは製品の省エネルギー性能を星の数で表し、併せて省エネラベルと年間の目安電気料金を表示する。

 $^{^{**}}$ スマートハウス: 太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や家電製品を、HEMS とよばれるエネルギー管理システムで制御し、 CO_2 排出削減を実現する省エネ住宅。

4-2. 再生可能エネルギーの推進

●太陽光発電の推進 ●木質バイオマスの活用 ●マイクロ水力発電の整備

現状と課題

- ◆ 環境省の自治体排出量カルテ (簡易版) の推計 (地方公共団体の FIT 制度による再生可能エネルギー (電気) の現状把握) によれば、本市の平成 30 (2018) 年度の再生可能エネルギーの導入容量は 48.752kW で、中規模 (10kW) 以上の太陽光発電がそのうち 87%を占めています。
- ◆ 本市では、9.618MW の規模を有するメガソーラー「ウエストニュージーランド村ソーラーパーク」 が平成 28 (2016) 年より発電を開始しました。
- ◆ 補助金 (安芸高田市住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金) の交付を受け設定された太陽 光発電設備は、令和元 (2019) 年度 (12 月調査) では 10W 未満 1,349 件、10W 以上 668 件となっています。
- ◆ 民間電力会社が、安芸高田市民文化センター クリスタルアージョをはじめとした公共施設の屋根 に設置したソーラーパネルにより、太陽光発電を行っており、また、吉田温水プールやたかみや湯 の森では、地中熱利用により加温、給湯、冷暖房を行っていますが、官民共に再生可能エネルギー の活用を一層進めていく必要があります。

市民・事業者の取組

- ◆ 間伐材等を活用し、木質バイオマスや竹を燃料とする農業用ボイラーを普及させましょう。
- ◆ 温浴施設のボイラーは、設備更新時に木質バイオマスボイラーに転換しましょう。
- ◆ 河川や用水路などを利用してマイクロ水力発電を行い、エネルギーの地産地消へのアプローチを 始めましょう。

市の取組

◆ 公共施設の屋根等の活用による太陽光発電を推進します。

基本目標 5

|環境教育の推進



未来につなぐ人材を育てるまち

個別目標と取組・施策

個別目標 取組・施策

1. 環境活動の推進







- ●環境活動の推進
- ●自然とのふれあいの促進
- ●市民による里山整備・活用
- ●環境教育の推進

2. 環境活動団体の活動促進





- ●環境活動団体の活動促進
- ●環境に係る普及啓発活動の推進

5-1. 環境活動の推進

●環境活動の推進 ●自然とのふれあいの促進 ●市民による里山整備・活用 ●環境教育の推進

現状と課題

- ◆ 本市では、32 地区に及ぶ地域振興組織や安芸高田市公衆衛生推進協議会の各支部、環境もやい☆ 安芸高田をはじめ、内水面の各漁協や森林組合、広島北部農業協同組合等の各種団体により、様々 な環境活動が行われています。しかしながら、会員の高齢化や活動経費の負担が課題となっている 団体もあります。
- ◆ 前計画の支援事業の中で環境もやい☆安芸高田と様々な環境関連講習や講演会、視察研修を実施 して新たな市民活動の動機づけを図りました。
- ◆ 水生生物観察会、バイオマス発電所見学、木の駅八千代の見学、チェンソー講習、竹林整備、エコクッキング、里山再生セミナー、生ごみひと絞り運動などを環境もやい☆安芸高田を中心に関係団体と協力して開催し、具体的な環境保全活動事例を市民に学んでもらいました。



図 5-4-2 地域振興組織区域図

市民・事業者の取組

- ◆ 地域振興組織や公衆衛生推進協議会が行うクリーン作戦等の環境活動や、環境活動団体が実施する様々な環境イベントに積極的に参加しましょう。
- ◆ 活動を行っている市民をはじめ、地域振興組織、公衆衛生推進協議会、環境もやい☆安芸高田などの団体が協働してパートナーシップやネットワークを構築し、互いに協力して活動しましょう。
- ◆ 事業者は、CSR 活動や CSV 活動の一環として地域で行われている環境保全活動に積極的に参加 し、その取組を CSR 報告書や環境報告書、ホームページにより積極的に情報公開しましょう。

市の取組

- ◆ 里山や河川、湿原とそこに生育・生息する希少野生生物などの豊かな自然の価値を次世代に伝えていくため、環境学習等を通して自然とふれあう機会を充実させるとともに、ふれあいの場の維持管理に努めます。
- ◆ 次世代を担う小学生を対象に森林環境教育を行う「森の学校プロジェクト」や川に親しむ自然体験 活動を行う「水辺の楽校(がっこう)プロジェクト」を推進します。
- ◆ 森林ボランティア等、市内外からの里山整備・活用に関する取組を促進・支援し、都市と山村の交流を図ります。
- ◆ 環境問題などの地域課題解決に向けた学習機会の提供に努め、学習した成果を地域社会に活かす 取組を推進します。
- ◆ 自然環境や歴史文化など、地域ぐるみで本市固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や 大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していくエコ・ツーリズムを推進します。

5-2. 環境活動団体の活動促進

●環境活動団体の活動促進 ●環境に係る普及啓発活動の推進

現状と課題

- ◆ 本市は、豊かな自然環境の中で神楽などの伝統文化が暮らしに根づいている反面、広島市まで1時間という好立地にあり、田舎らしさと都市らしさが共存するまちです。このような中で、本市には32の地域振興組織があり、「もやい」の精神による「自助・共助・公助」を基調とした様々な取組が行われており、本市の大きな強みとなっています。
- ◆ その「もやい」の精神を受け、平成 24 (2012) 年 6 月、前計画の重点プロジェクトの企画と実施 を担う環境もやい☆安芸高田が設立され、活動を開始しました。以後、環境に係る取組を市民や関 係団体と協働し、様々な環境活動を展開してきました。

市民・事業者の取組

- ◆ 環境活動を、自分がやらなくてもという「ひとごと」としてとらえるのではなく、「わがこと」と してとらえ、環境の重要性を市民にアピールし、積極的に活動への参加を呼びかけましょう。
- ◆ 住民の環境意識向上のため、進んで啓発活動に取り組みましょう。
- ◆ 地域振興組織では、環境に係る地域課題等について話し合い、解決に向けて行動しましょう。
- ◆ 国際交流組織と連携し、外国人親子を含めた環境に係る啓発活動に取り組みましょう。

市の取組

- ◆ 環境基本計画に基づき環境保全を積極的に推進します。
- ◆ 公共事業等を通して、行政が積極的に環境保全活動を実施するとともに、あわせて市民による関連 活動を支援します。
- ◆ 地域課題の解決に向け、地域の個性と魅力を活かした取組を地域振興組織と行政の協働により推進します。



1. 計画の推進体制

- 本計画でうたわれた取組や施策は、市民・市民団体・事業者と市の協働によって進められます。
- 市が設置し、環境活動団体等で構成される「安芸高田市環境基本計画推進委員会」(以下「推進委員会」という。)は、年間の具体的な行動計画を立案して市民・市民団体・事業者とともにそれを推進します。年度末にはその進捗状況を確認・検証し、それをふまえて計画の見直しを行い、それらを事務局(環境生活課)に報告します。
- 事務局は、必要に応じて庁内各課や庁内関係機関と調整を行い、これらの活動が円滑に展開できるよう配慮します。また、年度末には推進委員会の報告を受け、当該年度に行われた活動について年次報告書を作成します。
- 「安芸高田市環境審議会」は、事務局から提出された年次報告書によって計画の進捗状況の報告を受け、それを評価し、必要に応じて推進委員会に対し、助言を行います。

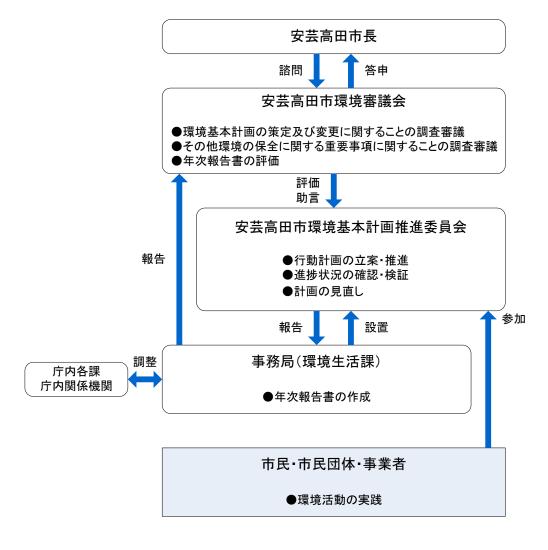


図 6-1-1 推進体制

2. 計画の進行管理

進行管理は、以下のような PDCA サイクルによって展開します。

計画(Plan)

推進委員会は、年度末に、次年度に行う取組について、事業計画となる行動計画を策定します。

実行(Do)

推進委員会は、市民・市民団体や事業者と協働して行動計画に基づき活動を展開します。

評価(Check)

事務局(環境生活課)は、推進委員会より当該年度の活動について報告を受けて年次報告書を作成 し、安芸高田市環境審議会に報告します。

安芸高田市環境審議会は、提出された年次報告書の評価を行い、必要に応じて推進委員会に対して助 言を行います。

見直し(Action)

推進委員会は、安芸高田市環境審議会の評価を受け、次年度に向けて事業の見直しを行います。

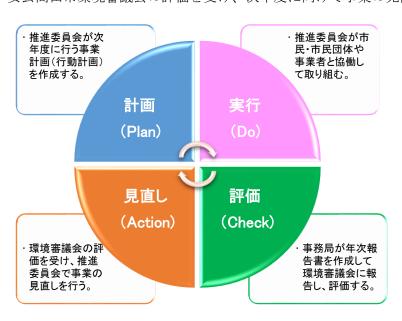
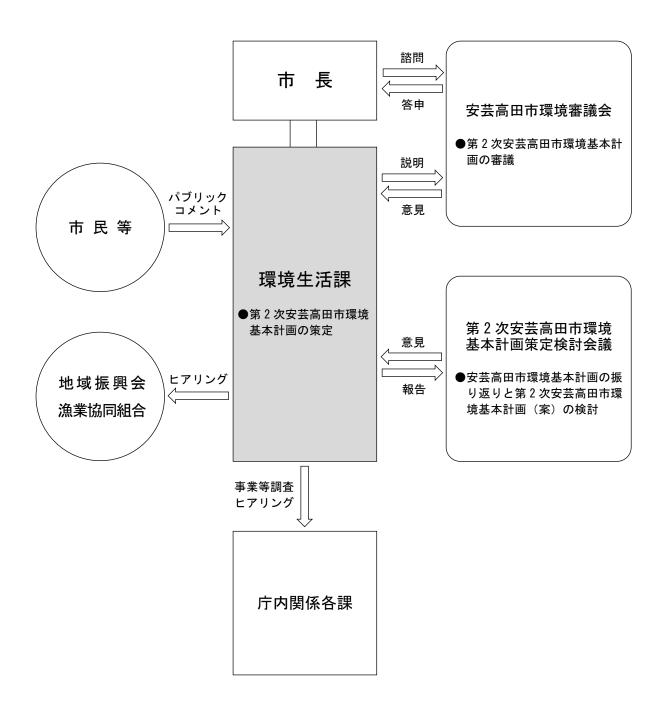


図 6-1-2 進行管理



第2次安芸高田市環境基本計画の策定体制



第2次安芸高田市環境基本計画の策定経過

項目	日時・場所	議事・内容
安芸高田市環境審議会	令和元年 7 月 23 日(火) 13:30~15:30 市役所第 2 庁舎 122 会議室	第2次安芸高田市環境基本計画について ・環境省 環境基本計画を参考に検討協議 ・他市の環境基本計画施策体系を参考に検 討協議 ・第2次安芸高田市環境基本計画策定スケ ジュールの検討
安芸高田市環境審議会	令和 2 年 1 月 29 日 (水) 13:30~15:30 市役所第 2 庁舎 122 会議室	第2次安芸高田市環境基本計画の策定について ・環境基本計画の位置づけ ・安芸高田市環境基本計画の振り返り ・第2次安芸高田市環境基本計画骨子(案) ・第2次安芸高田市環境基本計画策定スケ ジュール
第 2 次安芸高田市環境基本計画策定検討準備会 (環境もやい☆安芸高田活動内容検討会)	令和 2 年 7 月 29 日(水) 14:15~16:00 クリスタルアージョ 402 研修室	・これまでの経緯・次期環境基本計画の骨子・第2次安芸高田市環境基本計画策定検討会議の役割と検討内容・望ましい環境像・個別目標と取組・施策
活動記入票の配布・回収	令和2年8月7日(金) ~令和2年8月18日(火)	・環境もやい☆安芸高田会員から、第2次 安芸高田市環境基本計画策定検討会議へ の参加の意思、環境の取組に関する意見 等を聴取
第1回第2次安芸高田市環境基本計画策定検討会議※	令和2年8月24日(月) 19:00~21:00 吉田人権福祉センター 大研修室	・本日の趣旨説明・質問への回答・活動記入票のまとめ・ワークショップ・グループ発表、意見交換・まとめ
団体ヒアリング	令和2年11月18日(水) ~令和2年12月4日(金)	・地域振興会及び漁協から、市の環境の状 況及び環境活動に関する意見を聴取
パブリックコメント	令和3年3月3日(水) ~令和3年3月10日(水)	・市民等から、第2次安芸高田市環境基本 計画(案)に対する意見を募集
安芸高田市環境審議会	令和 3 年 3 月 12 日 (金) 13:30~15:45 市役所第 2 庁舎 221 会議室	・令和2年度事業報告について ・令和3年度事業計画について ・第2次安芸高田市環境基本計画(案)に ついて

[※]当初4回の検討会議を予定していたが、コロナ禍により初回開催のみとなった。充分な検討ができず、市民目線の安芸高田市の環境に対する考え方や、専門的な知識を検討会議として反映することができなかった。

しかしながら、具体的な施策については、これまでの安芸高田市環境基本計画の振り返りをふまえ、令和3年度に安芸高田市環境基本計画推進委員会を立ち上げ、行動計画を策定し推進することとした(第6章記載)。

第2次安芸高田市環境基本計画策定検討会議

<委員名簿>

○環境もやい☆安芸高田

委員**氏名	備考
久保 慶子	環境もやい☆安芸高田 会長
南澤 克彦	環境もやい☆安芸高田 副会長
岸本 勇示	安芸北森林組合
児玉 一朗	芸北広域環境施設組合 事務局長
児玉 俊郎	
櫻井 充弘	ひろしまの森づくり安全技術・技能推進協議会 代表
谷川 裕之	竹の駅 あきたかた 事務局長
森本 真希	元地域おこし協力隊
山下 浩	
横路 洋	

[※]第2次安芸高田市環境基本計画策定検討会議委員

49名の環境もやい☆安芸高田の会員の中から、協力者を募集し検討会議委員とした。また、環境もやい☆安芸高田の会員全員から、活動記入票により意見を収集した。

<開催状況>









安芸高田市環境審議会

<委員名簿>

環境審議会役職	所 属 等	職名	委 嘱
委員長	広島大学	名誉教授	早瀬 光司
副委員長	安芸高田市公衆衛生推進協議会	会 長	光永 喜治
委 員	広島県西部厚生環境事務所広島支所 衛生環境課	課長	谷本 綾子
委 員	安芸高田市商工会	女性部長	上松 洋子
委 員	広島北部農業協同組合	総務部長	田村 敏雄
委 員	安芸高田市まちづくり委員会	委 員	谷口 恭一
委 員	安芸北森林組合	参 事	岸本 勇示
委 員		公 募	沖 剛志
委 員	環境もやい☆安芸高田	委 員	児玉 俊郎

<開催状況>





安芸高田市民憲章

(平成 25 年 11 月 27 日議決)

(前文)

わたしたちは、安芸高田市民であることに誇りと責任を持ち、市創設の基本理念である「人輝く・安芸高田」の実現をめざしてこの憲章を定めます。

(条文)

わたしたち安芸高田市民は、

- 一、歴史・文化・自然を大切にし、未来へつないでいきます。
- 一、 先人を尊(たっと)び心豊かな人間形成をめざします。
- 一、「三矢の訓(おしえ)」で心をひとつに「協働のまちづくり」にはげみます。
- 一、 誰もが健康で、きれいな住みやすいまちをつくります。
- 一、 笑顔あふれ、安心安全に暮らせるまちにします。

安芸高田市環境基本条例

平成 22 年 3 月 18 日 条例第 9 号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市、市民等、事業者及び所有者の責務(第4条一第8条)
- 第3章 環境の保全に関する基本方針(第9条)
- 第4章 環境の保全に関する基本的な計画の策定(第10条一第12条)
- 第5章 環境の保全に関する基本的施策の推進(第13条一第19条)
- 第6章 環境審議会(第20条—第22条)

附則

安芸高田市は、市域面積の約 8 割を森林が占め、豊かな山々に囲まれ、日本海に流れる江の川と瀬戸 内海に流れる太田川の源流地帯に位置して分水界が横断し、水と緑が調和した細やかで落ち着きのある 景観を形成しており、食糧生産の盛んな農業地帯として発展してきた。また、古墳群、毛利元就にゆかり のある史跡その他の歴史的資源や遺産を有し、神楽、花田植等の郷土芸能を継承し、伝統文化を育んでき たことは、太古より豊かな生活環境が存在したことを表している。

一方、私たちは、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料資源を大量に消費し、便利で快適な生活を享受してきたことにより、環境への負担を著しく増大させてきたが、本市もこの影響を免れ得なくなってきている。

恵み豊かな環境の恩恵を享受することは、私たちが健全で安全かつ快適な生活を営むうえでの権利であるとともに、この環境の豊かさを維持し、安全な食糧生産を可能にし、更に向上させ、将来の世代に継承していくために、積極的に行動することもまた私たちの責務である。私たちは、環境が有限なものであることを認識し、社会の経済活動や生活様式のあり方を見直し、昔からの財産である「もやい」や「もったいない」の精神を活かし、一人ひとりが環境をより良くするための努力を重ね、本市の自然環境や田園風景を守り、未来へ継承していくとともに、地球上のあらゆる生命が共存できるようにする取組を推進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、安芸高田市(以下「市」という。)、市民等、 事業者及び所有者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本となる事項を定め、環境 の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在と同じように安全に食糧生産がで きる良好な環境を守り、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物

種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭その他の環境の悪化によって、 人の健康又は生活する上での環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 市民等 市の区域内(以下「市内」という。)に住所若しくは居所を有する者、市内に勤務若しくは 通学する者、市内を旅行する者又は市内を通過する者等をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を営む個人又は法人をいう。
- (6) 所有者 市内の土地又は建物について、所有、管理又は使用の権利を有する者をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、自然と人とのふれあいを確保することにより、人と自然とが共生できる社会の 実現を目指し、水と緑の豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならな い。
- 2 環境の保全は、恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら 持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民等、事業者及び所有者の公 平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、それが人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

第2章 市、市民等、事業者及び所有者の責務

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。
 - (1) 公害の防止に関すること。
 - (2) 自然環境の保全に関すること。
 - (3) 野生生物の種の保存及び生態系の多様性の保護に関すること。
 - (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全及び形成、歴史的及び文化的遺産の保護等に関すること。
 - (5) 安全な食糧生産を担保することができる環境を維持し、確保すること。
 - (6) 廃棄物の適正処理及び減量並びに再生利用に関すること。
 - (7) 資源及びエネルギーの有効利用に関すること。
 - (8) 二酸化炭素の排出の抑制に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

(市民等の責務)

- 第 5 条 市民等は、環境の保全上の支障を防止するため、資源及びエネルギーの浪費を避ける等日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が 実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、事業活動を行うにあたっては、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は事業活動に起因する環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を自らの責任において講ずるものとし、物の製造又は加工、販売その他の事業活動を行う場合にあっては、次に掲げる原則によらなければならない。
 - (1) 再生資源その他の環境への負荷の低減に有効な原材料、役務等を利用するよう努めること。
 - (2) 製品その他の物が廃棄物となったときに、その適正な処理が図られるようにすること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う環境への負荷の低減その 他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。 (所有者の責務)
- 第7条 所有者は、環境の保全上の支障を防止するため、自らの責任において土地又は建物の適切な管理等必要な措置を講ずるものとし、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第8条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策を実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

第3章 環境の保全に関する基本方針

(環境の保全に関する施策の策定等に係る基本方針)

- 第9条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施にあたっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を指針として施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の自然的要素が良好な状態に保持されること。
 - (2) 生態系の多様性の保護、野生動物の種の保存等、地球上のあらゆる生命の共存が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的及び社会的な条件に応じて体系的に保全されること。
 - (3) 人と自然との豊かなふれあいが保たれ、自然との調和を基調とした良好な景観の形成並びに歴史 的及び文化的遺産の保存が図られること。
 - (4) 潤いと安らぎのある環境の保全が図られること。
 - (5) 廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

第4章 環境の保全に関する基本的な計画の策定

(環境基本計画)

- 第10条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する 基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、地域の自然的及び社会的な特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものと する。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境の保全に関する施策に係る基本的な事項

- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第 20 条に規定する安芸高田市環境審議 会(以下「環境審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、市の環境の現状及び環境基本計画に基づく環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにするための年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(総合的調整)

- 第12条 市は、環境に関する施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画との整合を図らなければならない。
- 2 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ体系的な推進を図るため、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、必要な措置を講ずるものとする。

第5章 環境の保全に関する基本的施策の推進

(規制の措置)

- 第13条 市は、環境の保全への支障を防止するため、公害の原因となる行為その他の人の健康又は生活環境の保全に支障となるおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。 (財政上の措置)
- 第14条 市は、市民等、事業者及び所有者が自らの行為に起因する環境への負荷の低減その他環境の保 全等に関する活動をすることとなるように誘導するために必要があると認めるときは、その活動をす る者に対して経済的な助成を行うために必要な措置を講じなければならない。

(監視、測定、調査、研究等)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な監視、測定等の体制を整備し、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について情報の収集に努めるとともに、環境に係る調査、研究等を実施し、その成果の普及に努めるものとする。

(環境影響への事前配慮)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すために必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第17条 市は、持続的発展が可能な社会の実現のため、市民等及び事業者自らが、社会の経済活動や生活様式を見直し、資源及びエネルギーの消費の抑制並びに資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習及び環境教育の推進及び情報の提供)

第18条 市は、市民等及び事業者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、情報の提供、広報活動の充実、資料の提供、学習の場の確保等の必要な支援

の措置を講ずるものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第19条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、市民等及び事業者又はこれらの者の組織する 団体の意見を反映するように努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

- 第20条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、環境審議会を置く。 (所掌事務)
- 第21条 環境審議会は市長の諮問に応じ、環境の保全について次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) その他環境の保全に関する重要事項に関すること。
- 2 環境審議会は、前項に定める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第22条 環境審議会の委員(以下「委員」という。)は、11名以内をもって構成する。
- 2 前項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。 附 則
 - この条例は、公布の日から施行する。



第2次安芸高田市環境基本計画

令和3(2021)年3月

安芸高田市環境生活課

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL.0826-42-1126 FAX.0826-47-1206

E-mail: kankyouseikatsu@city.akitakata.jp